

覚えておきたい最新時事用語

(2025. 2. 13)

【政治】

石破内閣発足

2024年10月1日に臨時国会が召集され、衆議院および参議院における内閣総理大臣指名選挙において、自由民主党の新総裁となった石破茂氏が指名され、同日、天皇により、第102代内閣総理大臣に任命された。

10月1日の朝に内閣総辞職した、前首相の岸田文雄氏の内閣総理大臣在職日数は、歴代8位の1094日間だった。

10月1日に発足した石破内閣では、閣僚19名のうち、女性は2名である。文部科学大臣・阿部俊子氏と、内閣府特命担当大臣（子ども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助）・三原じゅん子氏である。女性閣僚の人数は、岸田前内閣の5名から、2名へと減少した。

第50回衆議院議員総選挙で、与党・自由民主党・公明党が過半数割れ

2024年10月27日に投票が行われた、第50回衆議院議員総選挙において、与党・自由民主党・公明党は過半数割れとなった。

総選挙前は、465議席の内、自由民主党（自民党）だけで247議席と過半数であり、自民党と連立を組む公明党も32議席を有していた（改選前は、与党合計279議席）。

今回の総選挙で、自民党は191議席、公明党は24議席、合わせて215議席であり、与党は過半数割れとなった。

野党で大幅に議席数を増やしたのは、立憲民主党である（98議席 → 148議席）。他の野党についても、国民民主党（7議席 → 28議席）、れいわ新選組（3議席 → 9議席）、保守党（0議席 → 3議席）、参政党（1議席 → 3議席）が議席を増やした。維新の会（43議席 → 38議席）、日本共産党（10議席 → 8議席）は議席数を減らした。

国民民主党の議席数（28議席）と自民党・公明党の議席数（215議席）を足すと、過半数越えの243議席になることから、野党第3位の議席数の国民民主党は、衆議院における「キャスティング＝ボート」（少数派の勢力が、議決の可否を左右できる状況）を握った。この状況を利用することで、国民民主党は、予算案成立などの協力の交換条件として、国民民主党の選挙公約である「令和の所得倍増計画」（国民の手取り収入の増加、基礎控除の拡大による大幅な減税など）を実現するため、自公両党と政策協議を重ねている。ただし、国民民主党の政策は、「低所得者層の労働意欲の向上」や、「慢性的な人手不足の解消」などの効果が

見込めるものの、「大幅な税収減」や「税率が高い高所得者層への恩恵が大きいことによる、格差拡大の増長」などの問題点もあることから、自公両党の対応は慎重になっている。

参議院選挙

第26回参議院議員通常選挙（2022年7月10日）は、自民党と公明党が改選議席を含めた議席の過半数を獲得して勝利した。改選前の議席を含めると146議席となった。

一方野党側の獲得議席数は、立憲民主党が17議席、国民民主党は5議席、共産党は4議席、日本維新の会は12議席、社民党は1議席、れいわ新選組が3議席、NHK党が1議席、参政党が1議席を獲得している。

投票率は50.05%であり、前回の48.8%より高くなっている。なお、期日前投票を利用した有権者は、参院選で過去最多の1961万人となっている。

また、今回の選挙における当選者のうち、女性の占める割合は28.0%で、過去最多となっている。

なお、今回の参院選の一票の格差は3.03倍であり、3倍を超えてしまったため、東京高裁、大阪高裁、札幌高裁では「違憲状態」の判決が出されている。

防衛3文書を閣議決定

2022年12月、政府は「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」の3つの新たな防衛関係文書を閣議決定した。今回の改訂では敵のミサイル発射基地などをたたく「反撃能力（敵基地攻撃能力）」の保有が明記されている。この能力のために自衛隊に長距離ミサイルを配備していくことになる。また、防衛費をGDP（国内総生産）比でこれまでの1%から2%に倍増させることを方針としている。

なお、各文書の概要は以下の通りである。

「国家安全保障戦略」は、外交・防衛の基本方針を定めたものであり、「国際協調を旨とする積極的平和主義を維持し、我が国を守る第一義的な責任は我が国にある」としている。さらに、中国の安全保障上の動向を「我が国と国際社会の深刻な懸念事項」と述べている。

「国家防衛戦略」は、これまでは「防衛計画の大綱」と呼ばれていたものを改称したものである。概ね10年程度の期間を念頭に、防衛の目標を設定し、それを達成するためのアプローチと手段を示すものとなっている。

「防衛力整備計画」は、これまでは「中期防衛力整備計画」と呼ばれていたものを改称したものである。概ね5年後と10年後を念頭に自衛隊の体制について定め、5か年の経費の総額・主要装備品の整備数量が記載されている。

特定秘密保護法

日本の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿する必要があるものを特定秘密として指定する法律である。なおこの特定秘密については、取扱者の適正評価や、情報が漏洩した場合の罰則が規定されている。

特定秘密の対象は行政機関の取り扱う情報であり、①防衛②外交③特定有害活動（スパイ行為）の防止④テロリズムの防止、以上の四分野となっている。特定秘密の指定は大臣など、各行政機関の長が行う。指定の有効期間は原則5年以内で、さらに30年まで延長を繰り返すことができる。なお、一部の例外においてやむを得ない場合には内閣の承認を得て最長60年まで延長することが可能である。

特定秘密を漏洩した場合には、最長10年の懲役刑が科せられる。また、その漏洩をそそのかした者も5年以下の懲役となる。

新型コロナウイルス感染症 2類感染症から5類感染症へ移行

2023年5月8日、厚生労働省は省令により、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を、感染症法（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」）上の分類における2類感染症から、5類感染症へと移行した。

この移行により、新型コロナウイルス感染症の感染者の入院勧告や、濃厚接触者への待機要請はなくなり、個人の判断に委ねられることになった。また、感染症対策についても、国などの行政機関から国民に対して一律に対応を求めることはなくなった。検査や外来などの医療費については、2類では公費負担であったものが、5類では原則自己負担となる（ただし、ワクチンについては、5類移行後も2023年度中は無料接種できる）。

なお、感染症法では、危険度に応じて最も危険度の高い1類から（エボラ出血熱などが該当）、5類（季節性インフルエンザなどが該当）にまで分類されている。

国立健康危機管理研究機構法が成立

2023年5月31日、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合して、新たに国立健康危機管理研究機構を設立する法案が、国会で成立した。

新設される研究機構は、アメリカのCDC（疾病予防管理センター）をモデルとしており、日本版CDCとしての機能が期待されている。これまで、感染症の基礎研究などを行っていた国立感染症研究所と、臨床医療を行ってきた国立国際医療研究センターを統合することで、研究機構は新設される。

両者の機能を統合することで、感染した患者の診療と、ウイルス分析を同時に行うことで、感染症の流行初期段階から、政府に適切な情報や対処を提示できるとされている。

内閣感染症危機管理統括庁が発足

2023年9月1日、政府は感染症対策の司令塔となる内閣感染症危機管理統括庁を発足させた。

統括庁は「庁」とあるが、府省の外局ではなく、内閣官房に設置されている。平時には38人の専従職員で構成され、各省庁の準備状況の点検などを行う。感染症が拡大するなどの緊急時には各省庁との兼任職員も含めて300人体制に拡大し、政府の感染症対策を一元的に担うことで、司令塔として機能することになっている。

こども家庭庁発足

2022年6月15日に成立した、こども家庭庁設置法に基づき、2023年4月1日にこども家庭庁が発足した。これまで省庁ごとに分かれていた子どもに関する政策について、子どもに関する政策の司令塔としての役割が期待されている。なお、こども家庭庁は、内閣府の外局として新設されている。

こども家庭庁では、厚生労働省や内閣府に分かれていた子ども関連の部局について統合することで、政策の一元化を図る。子どもの虐待防止、貧困対策、子育て支援、少子化対策など子どもに関する幅広い政策を受け持つことになる。また、他省庁への改善を求める強い勧告権も持つ。

一方で、子どもに関する教育については文部科学省の所管のままとなっている。なお、いじめの重大事案については、こども家庭庁と文部科学省が情報共有することとなっている。

「子ども未来戦略方針」閣議決定

2023年6月、政府は「子ども未来戦略方針」を閣議決定した。今回の方針では、「少子化は我が国が直面する最大の危機」として、強い危機感が示されている。

2030年代を節目として、日本の若年人口は現在の倍速で急減するものと見込まれており、2030年代に入るまでの、これからの6~7年が少子化傾向を反転できるラストチャンスとしている。

急速な少子化に対応するため、今後3年間の集中的な取組として、「加速化プラン」の実施が計画されている。具体的には、児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減、高等教育費の負担軽減（奨学金制度の充実、授業料後払い制度の創設）、いわゆる「年収の壁（106万円/130万円）」への対応、男性育休の取得促進、育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援、などが盛り込まれている。

「こども未来戦略」「こども大綱」閣議決定

2023年12月、政府は「こども未来戦略」「こども大綱」を閣議決定した。

「こども未来戦略」では、「少子化は我が国が直面する最大の危機」として、強い危機感が示されている。2030年代を節目として、日本の若年人口は現在の倍速で急減するものと見込まれており、2030年代に入るまでの、これからの6～7年が少子化傾向を反転できるラストチャンスとしている。

急速な少子化に対応するため、今後3年間の集中的な取組として、「加速化プラン」の実施が計画されている。具体的には、児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減、高等教育費の負担軽減（奨学金制度の充実、授業料後払い制度の創設）、いわゆる「年収の壁（106万円/130万円）」への対応、男性育休の取得促進、育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援、などが盛り込まれている。

「こども大綱」では、日本国憲法やこども基本法、こどもの権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが健やかに成長することができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて策定されたものである。さらに「こどもまんなか社会」の実現のために、「こども・若者を権利の主体と認識し、その多様な人格・個性を尊重し、こども若者の今とこれからの最善の利益を図る」などの6つの柱を定めている。

「日本版DBS」の創設を含む「こども性暴力防止法」が成立

2024年6月19日、「日本版DBS」の創設を含む「こども性暴力防止法」（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が成立した。「DBS」とは、「Disclosure and Barring Service（ディスクロージャー・アンド・バーリング・サービス）」（前歴開示および前歴者就業制限機構）」の略であり、学校、保育園等及び認定を受けた学童保育、学習塾等に対し、児童への性暴力を防止するための措置を講じることを義務付ける制度のことである。

具体的には、「教員や保育従事者などが子どもへ性暴力を振るうことを防止するため、学校・保育園等及び認定を受けた学童保育・学習塾などは、従業員に対して、特定の性犯罪の前科の有無を確認することを義務付け、違反した場合、公表などの対象にする」としている。

確認する性犯罪は、「強制わいせつ」などの刑法犯だけでなく、「痴漢」や「盗撮」などの条例違反も含む。

「性犯罪歴の確認」の期間は、「20年」、もしくは、「10年」となっている。

- ・拘禁刑で実刑の場合：刑の執行終了から20年。
- ・拘禁刑で執行猶予の場合：裁判の確定日から10年。

・罰金刑の場合 ：刑の執行終了から10年。

「事業者」は、採用予定者の「性犯罪歴の確認」を「子ども家庭庁」へ申請。

その際、「採用予定者」本人も「戸籍情報」などを提出。

照会の結果、採用予定者に性犯罪歴が無ければ、「犯罪事実確認書」（該当者に、性犯罪の事実はないと記載）が事業者に公布される。

紹介の結果、採用予定者に「性犯罪歴」があった場合は、その事実が採用予定者本人に対して、事前に通知される。2週間以内であれば訂正の請求が可能。結果を受けて採用予定者本人が内定を辞退すれば、事業者採用予定者の「性犯罪歴」が通知されることなく、申請が却下される。

また、新規採用者だけでなく、現職も確認の対象となる。性犯罪歴があった場合は、子どもに接触しない業務への配置転換などの対応が、事業者に求められる。

加えて、事業者には情報を適正に管理する義務が課され、情報を漏えいした場合、罰則が設けられる。

改正民法成立・離婚後の「子どもの共同親権」の導入

2024年5月17日、離婚後の「子の共同親権」の導入に関する改正民法が成立。5月24日に公布され、2年以内に施行される。離婚後も、父母双方が子の親権を持つ「共同親権」の導入は、我が国の婚姻制度を定めた「明治民法」の施行以降初めての改正であり、「親権」のあり方について77年ぶりの見直しとなった。

婚姻中は父母双方が子の親権を持ち、離婚後は父母のどちらか一方を親権者とする現行の「単独親権」は、1947年の民法改正で定められていた。

今回の法改正により、「共同親権」を導入したことで、離婚後の子どもの親権について、「共同親権」か「単独親権」かを選択できるようになった。

なお、現状では、離婚後の親権者は、母親が9割を占めている。改正法には、婚姻の有無に関係なく「子の利益」のために父母が協力する責務があることが明記された。

今回の法改正で、協議離婚する際に父母は「共同親権」か「単独親権」かを話し合いで決めることになる。今回の法改正以前に離婚が成立している場合でも、家庭裁判所に申し立てて認められれば、「単独親権」から「共同親権」に変更できる。協議がまとまらない場合や、裁判離婚の場合は、家庭裁判所が「共同親権」か「単独親権」かを判断する。その場合、家庭裁判所は「子の利益」を考慮し、「共同親権」が子の利益を害すると判断される場合（親が子を虐待している場合など）、「単独親権」とすることになる。

改正民法成立・嫡出推定見直し 懲戒権削除

2022年12月、嫡出推定規定の見直しが行われた改正民法が成立、2024年4月より施行される。今回の改正により、離婚後300日以内に生まれた子どもでも、今の夫の子として推定することになった。

改正前の嫡出推定では、「離婚後300日以内に生まれた子の父は前夫」とされていた。このため、離婚後であっても300日以内に生まれた子どもが、実際は別の男性の子であっても出生届を出すと離婚前の前夫の子どもとして戸籍に載ることになる。離婚後の母親が前夫の子とされるのを避けるため、出生届を提出せずに子が無戸籍になるケースがあるため、これを解消する目的がある。

また、今回の改正により、親が子を「必要な範囲内で懲戒できる」とする懲戒権規定について削除された。これは懲戒権を口実とした子どもへの虐待を正当化する危険性への対応とされる。懲戒権規定を削除し、新たな条文では、「監護・教育では子の人格を尊重し、年齢や発達の程度に配慮しなければならない」としつつ、「体罰」「心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」を禁止している。

生殖補助医療法

2020年12月に生殖補助医療法が成立した。この成立により、第三者から精子や卵子の提供を受けて生まれた子どもの親子関係を民法で特例的に定められた。

民法では、精子や卵子が提供を受けて行われる生殖補助医療に関して定めがないことから、議員立法により提出され、自民党、公明党、立憲民主党などの賛成多数で可決・成立した。

今回の改正により、第三者から卵子の提供を受けて妊娠・出産した場合、卵子を提供した女性ではなく出産した女性を母親としている。また、妻が夫の同意を得て、夫以外から精子の提供を受けて生まれた子どもは、精子の提供者ではなく、出産に同意した夫が父親であると定めた。

一方で、「代理出産」や、生まれた子どもが自分の「出自を知る権利」については、今回の改正では明記されなかった。これらの課題については、概ね2年後を目処に必要な法整備を検討するとしている。

改正刑法成立（性犯罪規定見直し・性的姿態撮影等処罰法）

2023年6月16日に性犯罪の成立要件を見直す刑法改正案が成立した。今回の刑法改正により、強姦性交罪、準強姦性交罪を一本化して「不同意性交罪」と改め、処罰要件が明確化された。「不同意性交罪」の要件は「同意しない意思を形成、表明、全うすることのいずれ

かが難しい状態」と定めている。具体的には「暴行・脅迫」「恐怖・驚愕」などの8項目が例示されている。また、公訴時効についても、現在の強制性交罪では10年だったものを15年に延長している。「性交同意年齢」についても現行の13歳から16歳に上げている。

性的部位や下着などを撮影・盗撮などを罰する「性的姿態撮影等処罰法」が新設された。本法では「人の性的姿態を禁止された方法により撮影すること」「撮影行為を行う正当な理由がないこと（盗撮行為）」が対象となり、3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金と規定されている。

LGBT理解増進法、成立

2023年6月16日、LGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）が成立した。

社会の中に根強く残る性的マイノリティーに対する差別や偏見に対し、不当な差別はあってはならないと、法律では定められている。

また、国や自治体、企業や学校などにおいて、性的マイノリティーへの理解や啓発、環境整備などについて努力義務が定められている。一方で、本法は理念法（基本理念を定めた法律で、規制や罰則がないもの）であり、罰則規定は定められていない。

性同一性障害の性別変更手術要件、違憲判決

2023年10月25日、「性同一性障害特例法」により、性同一性障害の人が戸籍上の性別を変更するためには、生殖機能をなくす手術を受ける要件について、最高裁判所大法廷は憲法違反であり、無効であると判断した。

「性同一性障害特例法」では、戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術を受ける必要があるとされており、最高裁大法廷は「身体への侵襲（傷つけること）を受けない自由を放棄して強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るもの」として、過剰な制約を課しており、憲法に違反し、無効であるとの判断を示している。

改正出入国管理法成立

2023年6月9日に改正出入国管理法（出入国管理及び難民認定法）が成立した。今回の改正により、収容された外国人について難民認定申請中は、本国への送還が認められていなかったものが、3回目以降の申請者については「相当な理由」を示さなければ送還が可能になった。また、送還を妨害した人に対して罰則も設けられている。

他には、「管理措置」制度が創設され、施設に収容された外国人に対して、支援者や弁護士
の監督下で生活することを可能にした。収容された外国人については 3 か月ごとに、管
理措置に移行するか見直しが行われるとしている。

G X 脱炭素電源法成立

2023 年 5 月 31 日に G X 脱炭素電源法（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を
図るための電気事業法等の一部を改正する法律）が成立した（G X はグリーントランス
フォーメーションの略）。

G X 脱炭素電源法は、電気事業法や原子炉等規制法、原子力基本法など 5 本の関連法を
一つにまとめた内容となっている。本法では、「地域と共生した再エネの最大限の導入促進」
と「安全確保を大前提とした原子力の活用」に向けて、関連法を改正している。

「地域と共生した再エネの最大限の導入促進」については、再生可能エネルギーの最大限
の導入拡大に向けて重要な送電線網整備の支援や、再エネ事業者に対して周辺地域に事前
周知することが認定基準に加えられた。

「安全確保を大前提とした原子力の活用」については、これまで原子力発電所の運転期間
は原則 40 年とされ、原子力規制委員会が認めれば最長 20 年延長できると規定されていた。
これが本法の成立により、規制委員会の審査や裁判所の命令などにより、運転を停止してい
た期間が運転期間から除くこととされた。これにより、事実上 60 年を超えた運転が可能に
なった。

フリーランス新法

2023 年 4 月 28 日、フリーランス新法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法
律）が成立した。フリーランスは 1 人で事業を営む働き方であり、企業などから仕事の発注
を受ける。本法では「特定受託事業者」と位置づけ、保護対象としている。

発注する事業者は、契約時に業務内容や報酬額を書面やメールなどで明示することが義
務づけられている。また、報酬を相場より著しく低くすることや、契約後に不当に減額す
ることを禁じている。

本法の制定の背景として、これまでフリーランスは事業者から一方的な契約内容の変更
や、報酬の支払が遅れるなどの問題が発生しており、立場の弱いフリーランスの保護の必要
性があった。

改正大麻取締法

2023年12月6日、改正大麻取締法が成立した。今回の改正により、大麻草を原料とした医薬品の使用を認める一方で、乱用を防ぐため使用に対する罰則が盛り込まれている。

医薬品の使用については、欧米各国ではてんかんの智亮目的などで使用されていることから、今回の改正により国内でも大麻草を原料にした医薬品の使用を認め、その原料として大麻草の栽培と採取が認められた。

一方で、大麻の乱用を防ぐため、「麻薬及び向精神薬取締法」が対象とする麻薬の一つとして大麻を位置づけた。これにより、これまで禁じられていた大麻の「所持」「譲渡」に加え、「使用」も禁止されるようになった。

被害者救済法成立

2022年12月、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」、通称「被害者救済法」が成立し、2023年1月に施行された。この法律では、法人などが靈感を強調して不安をあおり、寄付が必須と伝えるなどの悪質な勧誘行為を禁じている。この禁止行為を行った場合の罰則として、行政の勧告や命令に従わなかった場合には、1年以下の懲役か、100万円以下の罰金の刑事罰が科せられる。

禁止行為の寄付行為については、「取消権」を行使できる期間として、最長で10年間は本人が寄付を取り消すことが可能とした。さらに、扶養されている子どもや配偶者についても、生活費などについて将来受け取るべき分を、寄付を行った本人に代わって返還請求を行うことが可能となった。

改正プロバイダ責任制限法

2021年4月21日に成立した改正プロバイダ責任制限法が、2022年10月1日に施行された。この改正により、改正前には発信者情報の開示請求に2段階の裁判手続きが必要だったものが、1回の手続きで可能になった。

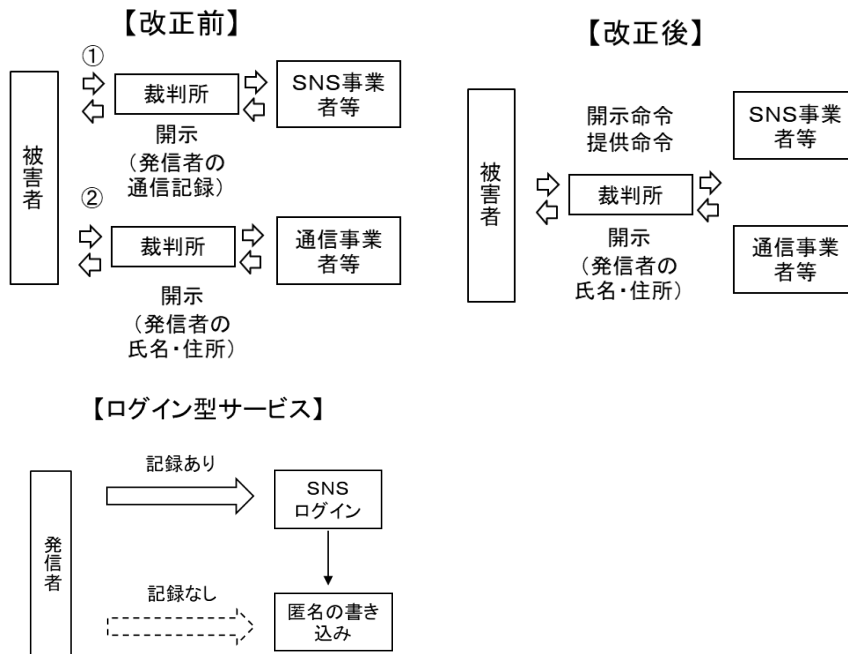
今回の改正は、インターネットのサービスの多様化により、プロバイダ責任制限法が制定された当時の2001年とは、利用形態が大きく変化した事に対応したものである。

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害が発生した場合、誹謗中傷した発信者を特定する必要がある。この場合、改正前は裁判所に対して「誹謗中傷の発信が行われたSNS事業者等に、発信者の通信記録の開示請求」を行った後、「通信事業者に対して発信者の氏名・住所の開示請求」を行う2段階の裁判手続きが必要だった（発信者の特定後、損害賠償請求などが行われる）。

これを簡素化し、「新たな裁判手続き（非訟手続）」を新設して、1回の手続きで情報開示

請求をできるようにした。つまり、改正後は裁判所に対して「誹謗中傷されたSNS事業者等に、発信者情報開示命令の申立てを行う」のみで、発信者の氏名・住所の開示が行われるようになった（改正前の2段階の裁判手続きを選択することも可能）。

また、SNSなどのサービスでは、電子掲示板と異なり、個別の投稿時の通信記録（IPアドレス）を事業者側では保有していないことが多くあった。これに対応するため、SNS事業者などのログイン型サービスについては、ログイン時の情報の開示請求を対象とすることが、今回の改正により認められるようになった。



改正少年法

2021年5月、改正少年法が可決、成立した。今回の改正では、罪を犯した18、19歳を「特定少年」と規定して厳罰化され、実名報道も可能としている。

選挙年齢や成人年齢が20歳から18歳に引下げられることに合わせての改正だが、18、19歳については少年法の適用を維持しつつも、特定少年として特例規定を設け、罰則が1年以上の懲役または禁錮にあたる強盗罪や強制性交罪などを、成人と同様の刑事手続きを取る検察官送致（逆送）の対象としている。なお逆送は、改正前では16歳以上で、故意に人を死亡させた殺人罪などの事件に限定されていた。

一方で、特定少年についても「成長途上で更生の可能性が高い」点を重視して、一旦は家庭裁判所に送致し、犯罪に至る背景などを調査する改正前の制度は維持されている。

民法改正・成人年齢

2018年7月に民法の改正が行われた。この改正により、成人年齢を20歳から18歳に引き下げられ、2022年4月より施行される。これは既に18歳に引き下げられた選挙権年齢と合わせて若者の積極的な社会への参画を促すためのものである。

今回の改正により、結婚できる年齢が男女とも18歳とされた。改正前は女性については16歳から結婚できたが、これを引き上げた形になる。また、改正前は未成年者の婚姻には父母の同意が必要であったが、改正後はこれも不要となる。また、ローン契約やクレジットカードの作成も18歳から親の同意無しに可能になった。

一方で、喫煙、飲酒、ギャンブルについては、健康被害やギャンブル依存症への懸念から解禁年齢は20歳以上が維持されている。

デジタル改革関連法

デジタル改革関連法は、地方自治体を含む行政システムの統一化を図り、官民のデジタル化を推進するための一連の法律である（デジタル庁設置法など6本の法律で構成されている）。デジタル改革を進めるため、その司令塔としてデジタル庁を設置し、他省庁への勧告権を持たせるなど、総合調節機能を持つ。加えて、デジタル庁のトップには担当閣僚としてデジタル担当大臣を置いている。事務方のトップとしては特別職のデジタル監が置かれた。

また、デジタル改革関連法では、行政手続きでの押印義務の廃止や、マイナンバーと預貯金口座をひも付けることで災害時などの現金給付を迅速化することが盛り込まれている。現在、マイナンバーカードと健康保険証との一体化が決まっており、運転免許証との一体化についても準備が進められている。

デジタル化により危惧されることの多い個人情報の漏洩については、個人情報保護委員会の体制を強化、ガイドライン作成なども整備することで、個人情報保護を行っている。

デジタル庁、発足

2021年9月1日、官民のデジタル化を推進するためにデジタル庁が設置された。デジタル庁は内閣直属とし、トップは首相が務める。その下に、事務関係を統括する国务大臣を配置し、各省庁の縦割り構造を乗り越えるために他省庁への勧告権を持つ。

デジタル庁はデジタル化推進の司令塔と位置づけて、マイナンバー制度の活用の促進、自治体の基幹業務のシステム標準化などに取り組むことが期待されている。

個人情報保護

企業などが収集した個人情報を管理する個人情報保護法が改正され、個人を特定できないように個人情報を加工した匿名加工情報は、一定の条件を満たした場合には、本人の同意なしに利用・第三者への提供が可能になった。また、この改正により、個人情報の監視監督機関として、個人情報保護委員会が内閣府の外局に設置されている。

さらに、2020年の改正では、仮名加工情報制度が新たに導入されている。上記の匿名加工情報との違いは、仮名加工情報の場合、個人情報から氏名を削除するなどの情報であるため、個人特定しやすいため、匿名加工情報と比べて、第三者に提供できないなどの厳格なルールが適用されている。

個人情報保護関係の法律は個人情報保護法以外にも、行政機関に適用される行政機関個人情報保護法、独立行政法人に適用される独立行政法人等個人情報保護法が存在している（自治体は条例で個人情報を保護している）。2021年にはデジタル社会形成基本法が制定され、その理念に基づき、法律を統合し、自治体にも適用される全国的な統一ルールの制定が予定されている。

年金改革関連法

2020年5月、年金改革関連法が成立した。この改正により、65歳から開始される年金受給開始年齢を繰り下げることができる年齢が、70歳から75歳にまで広げられるようになった。本人の判断で年金受給開始を1年遅らせる毎に、8.4%支給額が増額され、75歳にまで支給開始時期を遅らせた場合、支給額が84%増額されることになる。

また、今回の改正では、企業の被用者保険（厚生年金・健康保険）の短時間労働者の適用義務の対象企業が広がられている。これまでは大企業（従業員数501人以上）のみが、パートなど短時間労働者を厚生年金に加入させる義務があったが、2022年10月から従業員数101人以上、2024年10月から従業員数51人以上へと、対象が拡大されていく。

パワーハラスメント防止法

2020年6月1日、パワーハラスメント防止法が施行された。この法律により、パワーハラスメントを「職場において優越的な関係を背景とした言動」として、法律上定義された。企業に対しては、相談窓口設置を設置し、パワーハラスメントの防止が義務づけられている。ただし、中小企業には準備期間を考慮し、2022年4月から義務化の対象となっている。

なお、罰則付きの禁止規定は見送りとなっており、義務に違反した企業に対しては、企業名の公表に留まっている。

具体的なパワーハラスメントの内容については、厚労省によるパワハラ6類型が公表さ

れている。

「身体的攻撃（殴る・蹴る）」 「精神的攻撃（人格否定）」 「人間関係（集団による無視）」
「過大な要求（対応しきれない業務）」 「過小な要求（仕事を与えない）」 「個の侵害（個人情報の暴露）」

政令指定都市

地方自治法に基づき政令で指定される都市。政令で指定する人口 50 万人以上の市をいうが、実際の要件は人口 80 万人以上で、将来 100 万人程度に増える見込みの市が指定されてきた。「平成の大合併」では、政府が合併促進の立場から人口 70 万規模でも移行できるよう要件を緩和したことから、指定市を目指す動きが活発になった。07 年に新潟市と静岡県浜松市、09 年に岡山市、10 年 4 月に神奈川県相模原市、12 年 4 月には熊本市が加わり 20 市となった。指定市移行は住民にとっては、①一般的に行政窓口サービス（区役所）の場が近くなる、②県からの権限移譲で身近な事案について、地域の実情をより反映した判断ができる、などの利点がある。

リコール

地方公共団体のリコールには、首長や議員への解職請求と議会の解散請求の 2 つがある。いずれも直接民主制の具体化である直接請求制度で、有権者の意思により公職についている者を辞めさせること。1 ヶ月で有権者の 3 分の 1 以上の署名が集まれば、60 日以内に解職の賛否を問う住民投票が実施され、有効投票数の過半数が賛成すれば失職する。

10 年 12 月、議会を無視して専決処分を乱発した鹿児島県阿久根市長に対するリコールが成立した。その後、出直し市長選が行われ、リコール運動を進めた西平氏が当選した。

名古屋市では、河村市長が主導したリコール（議会の解散請求）運動で、議会解散の是非を問う住民投票に必要な法定数を上回った。11 年 2 月、名古屋市市長選挙、愛知県知事選挙、名古屋市の市議会の解散についての住民投票が重なったトリプル選挙が行われ、市長選では地域政党「減税日本」代表の河村たかし氏が再選を果たし、知事選では同党推薦の大村秀章氏が初当選。河村氏が主導した住民投票は賛成多数で、政令指定市で初めてリコールが成立し、即日解散された。

12 年 2 月、道路交通法違反（無免許運転）で有罪が確定した広島県議の解職請求（リコール）の是非を問う住民投票が 3 日あり、開票の結果、賛成が有効投票数の半数を超え、リコールが成立した。総務省は「把握している限り、都道府県議のリコール成立例は過去にない」としている。

内閣法制局

内閣法制局とは、内閣に設置された行政府内における法令案の審査や法制に関する調査などを担当する機関である。その長である内閣法制局長官は内閣により任命される。

所管事務は、①内閣が国会に提出する法案の審査（審査事務）②法律案や政令案を立案し内閣に上申する（立案事務）③法律問題に関して、総理や各省大臣に対し意見を述べる（意見事務）④内外、国際法制や運用に関する調査研究を行うこと（調査事務）である。

集団的自衛権

集団的自衛権とは、ある国が武力攻撃を受けた際に、直接攻撃を受けていない国が協力して共同で防衛することである。国際法上の権利として国連憲章に明記され、各国に認められている。なお、自国が武力攻撃を受けた際に防衛する個別的自衛権は、国連憲章成立以前から国際法上認められた権利である。それに対し、集団的自衛権は国連憲章成立以降認められるようになった権利とされる。

わが国では、集団的自衛権は国際法上認められる権利ではあるが、憲法第9条によりその行使をできないと解釈してきた。しかし、安倍内閣において2014年7月の閣議決定により、この解釈を変更して集団的自衛権を行使できるものとした。

なお、集団的自衛権の行使については、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使する」ものとしている。

【国際】

世界の指導者

アメリカ — トランプ大統領
イギリス — スターマー首相
ドイツ — ショルツ首相
日本 — 石破 茂 首相
中国 — 習近平 国家主席
インド — モディ首相

カナダ — トルドー首相
フランス — マクロン大統領
イタリア — メローニ首相
オーストラリア — アルバニージー首相
ロシア — プーチン大統領
韓国 — ユン=ソンニョル(尹錫悦)大統領
(弾劾訴追案の可決により、職務停止中)

アメリカ大統領選後、初となる日米首脳会談を実施

現地時間 2025 年 2 月 7 日（日本時間 2 月 8 日）、アメリカ大統領選後、初となる日米首脳会談が、アメリカ合衆国・ワシントン D. C. のホワイトハウスで、石破内閣総理大臣とトランプアメリカ合衆国大統領によって実施され、共同宣言が発表された。

- ・ 安全保障では、日米同盟を「インド太平洋地域の平和と安全の礎であり続ける」として、同盟の抑止力と対処力をさらに強化していく。
- ・ 宇宙開発分野では、「アルテミス計画」（アメリカ政府が主導する、有人宇宙飛行・月面着陸計画。2026～2030 年代に、複数回、有人宇宙船を月面に着陸させる。日本や欧米各国の企業・団体も参加）などで、強力な連携を進める。
- ・ 情報関連分野では、A I（人工知能）などの新技術の活用を含め、サイバー空間における日米 2 国間の安全保障協力を拡大していく。
- ・ 経済分野では、日米両国間の投資と雇用を大幅に増加し、A I や半導体などの重要技術の開発で世界をけん引するために協力していく。中国を念頭に、経済的威圧への対抗や、サプライチェーン（部品・製品などの供給網）の強じん化、自由で公正な経済秩序の促進などを共に取り組んでいく。日米に互いに利益のある形で、アメリカの LNG（液化天然ガス）の日本への輸出を増やすことでエネルギー安全保障を強化していく。
- ・ 中国に対しては、東シナ海での力や威圧によるあらゆる現状変更の試みや、南シナ海での威嚇的で挑発的な活動への強い反対を確認。台湾海峡の平和と安定の維持は国際社会の安全と繁栄に不可欠だとして、兩岸問題の平和的な解決を促していく。
- ・ 北朝鮮に対しては、北朝鮮の核・ミサイル計画に深刻な懸念を示し、完全な非核化に向けた確固たる関与を確認。北朝鮮とロシアの軍事協力の強化を抑止し、対処していく必要性や、日米韓 3 か国が連携する重要性を確認。拉致問題では、日本の即時解決に向けた決意をアメリカは支持する。

アメリカ大統領選挙で、共和党のトランプ前大統領が勝利

アメリカ合衆国大統領選挙が 2024 年 11 月 5 日に実施され、共和党のドナルド＝トランプ前大統領が勝利した。民主党から共和党へ政権交代することになり、2025 年 1 月 20 日から二期目のトランプ政権が始まる（一期目は、2017 年 1 月～2021 年 1 月）。

アメリカ大統領選挙では、各党が大統領候補者を指名する。共和党はトランプ前大統領を指名し、民主党はカマラ＝ハリス副大統領を指名した。元々、民主党が指名したのはジョー＝バイデン大統領であったが、選挙から撤退したため、ハリス副大統領が指名された。

アメリカ大統領選挙は、「間接選挙」であり、有権者が選ぶのは「選挙人」である。州ごとに、州の人口に応じて「選挙人の人数」が割り振られており、州ごとの投票結果で勝利し

た大統領候補者が、その州の「選挙人」全員の人数を確保することができる（メイン州とネブラスカ州は、地区ごとの得票数で、州内の選挙人の人数の一部を分け合う場合がある）。各州の選挙で勝利した大統領候補が確保した選挙人は、あらかじめ、その大統領候補に投票することを誓約している。アメリカ合衆国全体の選挙人の数は 538 人であり、過半数である 270 人の選挙人を獲得した候補者が、アメリカ合衆国大統領に当選する。

アメリカ大統領選挙制度

アメリカにおける大統領選挙制度は国民（厳密には 18 歳以上のアメリカ国民で、有権者登録を済ませた人）が大統領選挙人を選出し、大統領選挙人が大統領を選出する間接選挙である。各州に割り当てられる選挙人は、上院議員の人数（各州に 2 人ずつ割り当てられる）と下院議員の人数（定数 435 人で人口比によって割り当てられる）の合計と、首都ワシントンDCの 3 人を合わせた、総数 538 人になる。

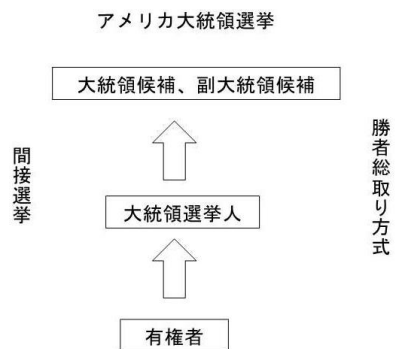
大統領選挙における国民が投票する選挙を一般投票といい四年に一度、11 月に行われる。一般投票では、各州単位で有権者による投票が行われる。各州における選挙人は共和党、民主党から推薦され立候補する。選挙人は元政治家、政党の重鎮、州知事などの名士が選ばれることが多い。

有権者が投票する際には各党から立候補した大統領候補に投票するが、実際には選挙人が誰かを意識することはほとんどない。投票用紙には、選挙人の名前を書いてない州も多い。

投票の結果、その州で最多の得票を得た候補が、その州における選挙人の票を総取りする。例えばA州に 10 人の選挙人が割り当てられていたとすると、共和党の大統領候補と民主党の大統領候補のうち、民主党の大統領候補の得票数が多かった場合、この 10 人の選挙人は全員、民主党の大統領候補に投票することになる。これを勝者総取り方式という（メイン州とネブラスカ州を除く）。

11 月に行われた一般投票で当選した大統領選挙人は 12 月に投票を行い、大統領と副大統領を選出することになっている。

最終的に全米 538 人の選挙人のうち、過半数の 270 人に達した大統領候補が勝利することになる。



韓国のユン＝ソンニョル（尹錫悦）大統領への弾劾訴追案が可決。

ユン大統領は職務停止。大統領職務代行のハン＝ドクス（韓惠洙）首相の弾劾訴追案も可決され、職務停止。

2024年12月14日、韓国の国会は、ユン大統領への弾劾案を可決した。ユン大統領の職務は、正式に停止された。ハン＝ドクス（韓惠洙）首相が大統領職務を代行することになったが、ハン首相に対する弾劾訴追案も可決され、ハン首相も職務を停止された。

大統領と共に首相も職務停止となり、今後の大統領職務はチェ＝サンモク（崔相穆）副首相兼企画財政相が代行するという、異例の事態となった。

今後は、韓国の憲法裁判所が、最長180日間かけて弾劾の妥当性を審理し、裁判官9名の内、6名以上が弾劾を支持すれば、ユン大統領は罷免される。

ユン大統領が弾劾訴追された理由は、12月3日夜、突然、ユン大統領が「非常戒厳」を宣布したことである。少数与党の大統領として、政治的に何もできない状況を打破するために、野党勢力を政治から締め出し、大統領に政治権限を集中させることを目的として、「非常戒厳」が宣布された。

だが、「非常戒厳」の宣布による、ユン大統領への政治権限の集中は、与野党の議員によって阻止された。軍や警察による国会封鎖が徹底できず、国会の議場内に、定数300名の内、190名の与野党議員が入場できたことで、「国会としての、非常戒厳の解除要求」が、出席議員全員の賛成で可決されたからである。

韓国国民は、「非常戒厳」を宣布して権力を掌握しようとしたユン大統領に対して、大きな怒りの声を上げている。連日、韓国大統領府や国会前で、群衆が「ユン大統領の逮捕・罷免」を求めてデモ活動が継続されている。弾劾訴追案の可決を受け、ユン大統領は「私は決してあきらめない。この国のために最後まで最善を尽くす。」と述べている。

その後、大統領職務代行となったハン＝ドクス（韓惠洙）首相が、ユン大統領の罷免を回避するための政治姿勢（憲法裁判所裁判官の欠員を補充せず、ユン大統領の罷免に賛成する裁判官の人数を6人未満に抑え、ユン大統領の罷免を回避しようとした）を示したことから、ハン首相に対しても野党から弾劾訴追案が提出され、12月27日に可決。ハン首相も職務を停止された。大統領職務代行は、チェ＝サンモク（崔相穆）副首相が担う。

ドイツ大統領が議会を解散。2025年2月に総選挙を実施。政権交代の可能性。

2024年12月27日、ドイツのシュタインマイヤー大統領は、議会下院を解散した。ショルツ首相率いる「社会民主党（SPD）」、リントナー財務相率いる「自由民主党（FDP）」、「緑の党」による三党連立政権が、経済政策の対立によって崩壊し、12月にショルツ首相の信任案が否決されたためである。野党がショルツ首相の信任案に反対しただけで

なく、与党である自由民主党が信任案に反対し、同じく与党である緑の党は棄権した。

2025年2月に総選挙が実施される。

現在、社会民主党の支持率は16%（3位）と低くなっている。社会民主党が掲げる「ウクライナへの支援増大」などの政策が、多くの国民から批判されている。

対して、保守系野党である「キリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）」の支持率は30%を超えている（1位）。極右政策の野党である「ドイツのための選択肢（AfD）」の支持率が19%（2位）である。

このため、2025年2月の総選挙により、ドイツは政権交代する可能性が高い。

カナダのトルドー首相が辞意を表明。新首相は3月に選出される見通し。

2025年1月6日、カナダのトルドー首相が、首相と与党・自由党党首の職を辞すると表明した。3月に新首相が決まるまでは首相として留まり、それまでは議会を休会にする方針。トルドー政権は9年間続いた。就任当初は、「内閣の男女平等（同数）」や「先住民との和解の伸展」などの政策が評価されたが、コロナ禍以降は「住宅価格や食品価格の急激な上昇」や「積極的な移民の受け入れ姿勢」などが国民の反発を招き、近年は支持率が史上最低にまで落ち込んでいた。

パレスチナ情勢（イスラエル、ハマスとの武力衝突）

2023年10月7日、中東パレスチナ自治区ガザを実効支配するイスラム組織ハマスなどの武装勢力が、イスラエルに対して大規模な攻撃を行った。イスラエル領内に侵入したハマス戦闘員が集落や音楽イベントなどを襲撃し、多数の死傷者が出た。また、多数の民間人を人質として誘拐した。イスラエルはこの攻撃に対して自衛権を行使、ガザへの大規模な空爆、地上侵攻を行った。この武力衝突と並行して、イスラエルは隣国レバノンのイスラム武装組織ヒズボラへの空爆、イランへの空爆、シリアへの空爆を次々と実施した。

その後、2025年1月、イスラエルとハマスは、カタール・エジプト・アメリカの仲介により、人質の解放と停戦で合意したことを発表。段階的に、ハマスは人質を解放し、イスラエルは刑務所に収容しているパレスチナ人を釈放する。並行して、ガザ地区の住民の居住地への帰還や、ガザ地区での大規模な人道援助の実施、大規模な支援物資の搬入・配布の強化、病院・診療所・食品店の復旧、戦闘によって家を失った避難民のための避難所物資の搬入なども含まれる。

だが、2月に入り、ハマスは、イスラエルが停戦合意に違反（ガザ地区北部へのパレスチナ人の帰還の遅延、医薬品など支援物資の搬入に対する妨害など）しているとして、6回目の人質解放を延期すると発表。イスラエルのネタニヤフ首相は、期日までに6回目の人質解放が実施されない場合、訂正合意を破棄してハマスへの攻撃を再開すると表明。事態の推

移が注視されている。

シリアのアサド政権崩壊。反政府勢力が政権掌握。

2024年12月、シリアのアサド政権が崩壊した。シリアではアサド家による強権的な支配が50年に渡って続き、近年は、反政府勢力との内戦が続いてきた。アサド政権はロシアやイランなどの軍事支援を受けて、反政府勢力を攻撃・弾圧していた。12月に入って反政府勢力が「アレッポ（シリア第二の都市）」など、シリアの主要都市を次々と陥落させ、遂に首都「ダマスカス」を反政府勢力が制圧した。アサド大統領は家族とともにシリアを脱出して、ロシアに亡命した。

シリア国民の大多数は、アサド政権の崩壊を歓迎している。

新たにシリアの政権を担うのは、反政府勢力の中のイスラム武装勢力「シャーム解放機構」(HTS)と見られており、「シャーム解放機構」(HTS)は、国内の少数派の権利と自由を保障すると表明している。だが、「シャーム解放機構」(HTS)は「アルカイダ」の一派として国連などから「国際テロ組織」の認定を受けており、民主的・平和的な統治が実現するかは不透明である。また、反政府勢力は多種多様な組織・民族で構成されているため、安定した政権になるか不透明である。

反政府勢力によるシリア国内の制圧が急速に進んだ原因として、次の事柄が挙げられる。ロシアがウクライナとの戦争で軍事的・経済的に疲弊したため、シリア政府軍を支えきれなくなったこと。イスラエルが、イランが支援する「ハマス」(パレスチナ)、「ヒズボラ」(レバノン)、「フーシ派」(イエメン)などのイスラム系軍事組織に対して大規模に攻撃を加え、軍事的に弱体化させたことなどにより、イランがシリア政府軍を支えきれなくなったことなどである。

サウジアラビア、イランの両国が国交正常化

2023年3月10日にサウジアラビアとイランが、2か月以内に国交を回復させることで合意した。

両国は2016年1月にサウジアラビアでイスラム教シーア派の指導者が処刑されたことをきっかけに、イラン(イスラム教シーア派の国民が大多数)のサウジアラビア大使館が襲撃されたことを理由に国交断絶をしていた。

なお、今回の国交回復には中国の仲介が行われたとされる。

ロシアによるウクライナ侵攻

2022年2月、ロシアがウクライナに大規模な侵攻を開始した。2014年から紛争の続くウクライナ東部地域だけでなく、ウクライナの首都キーウ（キエフ）を含めた全土への攻撃が行われた。

ロシアとウクライナの間では、2014年にロシア系住民の多いとされるウクライナ東部のドネツク、ルガンスク地域においてウクライナに対する独立運動が発生し、それに対するロシアによる支援によって紛争状態が続いていた。また、同じくロシア系住民の多いウクライナ南部のクリミアでは、ロシア軍の介入後に行われた住民投票により、2014年にロシアへの編入が行われた（ウクライナを始め、西側諸国などの国際社会の多数はこの併合を承認していない）。

2022年2月にロシアはウクライナへの侵攻に際して、紛争の続いてきたドネツク、ルガンスクを国家承認している。今回の侵攻についてロシアは、ロシア系住民の保護を理由としている。

2022年10月には、ドネツク、ルガンスク、ザポロジエ、ヘルソンの4地域の、ロシアへの併合を宣言するも、ウクライナ軍との戦闘が続いている。

侵攻を受けたウクライナではゼレンスキー大統領を中心としてロシアへの抵抗が行われており、西側諸国の支援を受けつつ戦争が継続されている。

2023年6月からはウクライナ軍による反攻作戦が開始。南部領土の奪還を目標としていたが、ロシア軍の強固な防御陣地などに阻まれ、戦況は膠着しつつある。

G7

G7（主要国首脳会議）とは、主要国のリーダーが参加して国際社会における様々な課題について意見を交わす国際会議のこと。議長国順に、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダの7か国により構成され、会議には各国首脳が参加している（EUから2人の首脳も参加）。

1975年にフランスのジスカール・デスタン大統領の提案により、パリで第1回サミットが開催され（当初は6か国）、翌年からカナダも参加してG7となった。各国が持ち回りで議長国を務めつつ、毎年、会場となる国を変えて開催されている。1997年からロシアが加わってG8となったが、2014年のロシアによるウクライナ南部クリミア半島を併合したことを受けてロシアの参加資格は停止されたため、G7に戻されている。

G7プーリア（イタリア）・サミット

2024年6月13日～15日に、イタリア南部のプーリア州で、G7プーリア・サミット（主要先進国首脳会議）が開催された。現在も続くロシアによるウクライナ侵攻、中国の動き、イスラエル軍によるハマスに対する地上作戦への懸念、北朝鮮の弾道ミサイル開発への懸念などについて議論された。

今回のサミットでは、アルジェリア、アルゼンチン、ブラジル、バチカン、インド、ヨルダン、ケニア、モーリタニア（アフリカ連合（AU）議長国）、チュニジア、トルコ、アラブ首長国連邦の11か国の首脳と、アフリカ開発銀行（AfDB）、国際通貨基金（IMF）、経済協力開発機構（OECD）、国連（UN）、世界銀行（WB）の5つの国際機関の代表が招待された。加えて、ウクライナのゼレンスキー大統領がゲストとして参加した。

首脳宣言では、経済制裁で凍結したロシアの国有資産から得られる収益を活用し、約500億ドル（日本円で7兆8000億円以上）を新たなウクライナ支援にあてると明記した。支援を年末までに行うため、資産が凍結されているEU（ヨーロッパ連合）などで必要な手続きを行う。加えて、ロシアが侵攻を停止し、ウクライナに与えた被害を賠償するまで、資産の凍結は続けるとしている。その上で、「ウクライナへの揺るぎのない支援は必要とされるかぎり続く」と強調した。

また、中国とロシアの関係について、「ロシアへの支援に深い懸念を表明する」とした。ロシアを支援する、中国を含めた第三国の団体に対策を講じると共に、ロシアの「制裁逃れ」に関与する者に対して「深刻な代償を支払わせる」としている。

中国については、EV（電気自動車）などの過剰生産の問題について懸念を示し、G7として連携して対処するとしている。インド太平洋地域の情勢では、中国による南シナ海や東シナ海での海洋進出に対する「深刻な懸念」を示し、武力や威圧による一方的な現状変更の試みへの強い反対を示した。

イスラエル情勢では、アメリカのバイデン大統領が公表した、ガザ地区での6週間の停戦と人質解放を含む3段階からなる提案に対して、全面的に支持すると表明した。一方、イスラエル南部ラファでの地上作戦に深い懸念を示し、イスラエルに対して市民に深刻な結果をもたらすような攻撃を控えるよう求めている。

北朝鮮については、ICBM（大陸間弾道ミサイル）や弾道ミサイル技術を利用した衛星打ち上げ用ロケットの発射など、複数の国連安保理決議を無視した弾道ミサイル開発を続けていることを強く非難し、拉致問題の速やかな解決も求めている。また、北朝鮮とロシアが軍事的な協力を進めていることを、最も強い言葉で非難するとしている。

G20

2008年、世界的な金融危機が深刻化したことを受けて、「20か国・地域首脳会合（G20サミット）」が誕生した。主要国の首脳が世界経済を議論する。正式名称は「金融・世界経済に関する首脳会合」で、通称「G20サミット」「金融サミット」とも呼ばれる。近年、G7以外の構成国の影響力が相対的に高まっており、G20の存在意義が増している。

G20 リオデジャネイロ・サミット

2024年11月18～19日、ブラジルのリオデジャネイロで、G20サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）が開催された。

今回のG20サミットに、ロシアのウラジーミル・プーチン大統領は欠席した。国際刑事裁判所（ICC）がウクライナ侵攻を巡ってプーチン大統領に逮捕状を発行しており、ブラジルは国際刑事裁判所（ICC）に加盟しているため、プーチン大統領がブラジルに入国すると、ブラジル政府によって逮捕・拘束される可能性が生じるからである。

首脳宣言では、パレスチナ自治区ガザやウクライナの紛争による人々の苦しみに懸念を示し、「ガザ地区の壊滅的な人道状況に深い懸念」を表明して、援助拡大と民間人保護に加え、ガザとレバノンで包括的停戦が緊急に必要なだと訴えた。気候変動対策を巡っては、アゼルバイジャンで開催中の第29回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP29）閉幕までに先進国が途上国に拠出すべき資金について新たな目標で合意する必要があるとの認識で一致したが、どのような解決策を打ち出すべきかには言及しなかった。

議長国ブラジルは、極度の貧困と飢餓に大きな焦点を当てるとともに、世界の富裕層への公平な課税に向けた協力について議論を開始することを求めた。

BRICS

元々はBRICsと表記し、急速な経済発展を続けるブラジル、ロシア、インド、中国の四カ国の頭文字を集めたものだった（最後のsは複数形）。その後、2011年から南アフリカがこれに加わり、BRICSと表記されるようになった。2009年からは各国の首脳が集まり、首脳会議を開くようになっていく。また、ブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカの5カ国以外の新興国の中で、BRICS首脳会議への加盟を希望する国や、新規に加盟が認められた国が複数ある。

第16回BRICS首脳会議

第16回BRICS首脳会議が、2024年10月22日～24日に、ロシア連邦の中部に位置するタタールスタン共和国の中心都市カザンで開催された。

元々のBRICSは、急速な経済発展を遂げた新興国であるブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカの5カ国のことであった。2024年1月にイラン・エジプト・アラブ首長国連邦(UAE)・エチオピアの4カ国が新規加盟した。アルゼンチンとサウジアラビアも加盟が認められていたが、アルゼンチンは加盟を辞退し、サウジアラビアは加盟を検討中。

拡大した9カ国の人口の合計は約35億9000万人で、世界の総人口のおよそ45パーセントである。また、9カ国のGDP(国内総生産)の合計は全世界の約26パーセントである。

今回は、加盟国が拡大して初の首脳会合となった。また、「パートナー国」として13カ国(トルコ・インドネシア・アルジェリア・ベラルーシ・キューバ・ボリビア・マレーシア・ウズベキスタン・カザフスタン・タイ・ベトナム・ナイジェリア・ウガンダ)が招待された。

今回の議長国であるロシアの思惑として、ロシアによるウクライナへの侵攻に対する欧米からの制裁が強化される中、国際社会で孤立していないと国内外にアピールすることが挙げられる。

23日に開かれた全体会合では「公正な世界発展と安全のための多国間協力の強化」をテーマに議論が行われ、「カザン宣言」が採択された。宣言では、BRICSの国々との関係強化を目指す「パートナー国」の資格を設けることを支持するとしたほか、ウクライナ侵攻でロシアが欧米などから制裁を科されていることを念頭に「国際法に反する一方的な経済制裁の撤廃を求める」などとしている。また、ウクライナ侵攻を巡り、今年5月に中国とブラジルが独自の和平案を提案したことを念頭に、「対話と外交を通じた紛争の平和的解決に向けた仲介には注目する」としている。

なお、2025年1月6日、ブラジル外務省は、BRICS首脳会議に、インドネシアが正式に加盟したと発表した。インドネシアのプラボウォ政権は、BRICS首脳会議への正式加盟を通して、グローバル・サウス諸国との連携を深める方針である。

グローバル・サウス

グローバル・サウスとは、インド、トルコ、タイ、南アフリカなど、南半球に多い、アジアやアフリカなどの新興国や途上国のことを指す。欧米諸国や日本など、経済的に豊かな国々が北半球に集中している(グローバル・ノースとも言う)ことへの対義語として使われることが多い。

QUAD（日米豪印）

QUAD（日米豪印）は、日本、アメリカ、オーストラリア、インドによる、自由や民主主義などの基本的価値を共有する4か国が、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化にコミットするための枠組みのこと。QUADでは、これまでに、ワクチン、重要・新興技術、気候変動、インフラ、宇宙、サイバー、クリーン・エネルギー、人的交流といった分野で作業部会が設置されるなどの協力が行われている。

2004年のインドネシア、スマトラ沖大地震と津波被害に対する国際社会の支援を主導したのが日米豪印の4か国であったことをきっかけに出来た枠組み。その後、活動は低迷していたが、2017年以降、再び活発化した。

日米豪印首脳会合（QUAD首脳会合）

2024年9月21日、アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントンにおいて日米豪印首脳会合（QUAD首脳会合）が開催され、共同声明が発表された。QUAD首脳会合の対面開催は4回目である。

日本の岸田総理、アメリカのバイデン大統領、オーストラリアのアルバニー首相、インドのモディ首相による対面での会議が行われた。

共同声明では、（1）健康安全保障、（2）人道支援・災害救援、（3）海洋安全保障、（4）質の高いインフラ、（5）重要・新興技術、（6）気候・クリーンエネルギー、（7）サイバー、（8）宇宙、（9）日米豪印投資家ネットワーク（QUIN）、（10）人的交流イニシアチブ、の10項目で4か国の取り組みの成果や今後の方向性が示された。

一帯一路

一帯一路構想とは、2013年に中国の習近平主席により打ち出された経済外交構想である。アジアとヨーロッパを陸上から結ぶルートを一帯、海上から結ぶルートを一帯として、歴史的には中国とヨーロッパを結んだ交易路としてシルクロードがあったが、一帯一路とは、その現代版であるとしている。

中国はこの一帯一路に該当する地域の国々に対して、インフラ整備などの支援を表明している。具体的には陸路である「一帯」にあたる国々には鉄道網や道路の整備、天然ガスや原油を運ぶパイプラインの整備を行っている。海路である「一路」にあたる国々には港湾施設の建設、整備を行っている。

AUKUS

2021年9月、アメリカ、イギリス、オーストラリアの3国は、安全保障の特別な枠組として新たにAUKUS（オーカス）と呼ばれる軍事同盟を発足させた。

AUKUSはインド太平洋地域において影響力を増す中国への対抗が目的とされ、軍事分野だけでなく人工知能（AI）や量子技術、サイバー分野なども対象に含めている。

また、AUKUS発足に伴い、オーストラリアが原子力潜水艦を保有することをアメリカ、イギリス両国が支援することが決められた。オーストラリアは既にフランスと通常動力潜水艦建造契約を結んでいたが、これを一方的に撤回した。これにより、フランスのマクロン大統領がアメリカ、オーストラリアに対して強く反発していたが、2022年6月にオーストラリア政府がフランスの造船所に5億5500万ユーロ（780億円）の和解金を支払うことで合意した。

EU（欧州連合）

①加盟国：イギリスが2020年に離脱したことにより、現在加盟27か国。EUは人口約4億4500万人の巨大経済圏となっている。②統合のレベル：（a）「関税同盟」（域内の関税撤廃と対外共通関税の設定）は68年に達成。（b）その後、93年には「市場統合」をスタートさせ、域内での「ヒト・モノ・カネ・サービス」の自由な移動が実現した。（c）さらに99年には「通貨統合」に踏み切り、ユーロの使用を開始。02年には一般市民の通貨もユーロに切り替えられた。（d）「政治統合」への歩みでは、共通政策をとる政策領域がすでに外交や安全保障に拡大。

EU未加盟国…ヨーロッパの国々でEU加盟に消極的なのはノルウェーとスイス。ノルウェーは加盟のチャンスが2度あったが、2度とも国民投票で否決された（72年と94年）。

ユーロ…EUの共通通貨だが、導入しているのは19か国。このユーロを使用している地域は、一般に「ユーロ圏」と呼ばれる。

徴用工問題

第二次世界大戦中に日本国内での労働力不足から、日本企業や徴用（強制的な動員）により、労働させられることになった元労働者や遺族による訴訟に対して、2018年10月に韓国大法院（最高裁判所に相当）は、日本企業に対して元徴用工への賠償を命じた。賠償額は1人につき1億ウォン（約1000万円）となっている。

日本政府は1965年の日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決された」と明記していることから徴用工問題は解決済みとの立場であり、協定を守るように韓国政府に求めている。

一方、韓国政府は三権分立の立場から、最高裁判決を尊重するとの姿勢であり、日本政府との姿勢の違いから両国の対立が深刻化していた。

2022年に就任した韓国のユン・ソンニョル大統領は、2023年3月に解決策として韓国政府傘下の財団が賠償支払いを肩代わりすることを発表した。

領土問題

日本が抱える近隣諸国との領土問題。

① 尖閣諸島（対中国）

尖閣諸島は魚釣島など5つの島と3つの岩礁からなる無人島。沖縄本島と台湾の中間、排他的経済水域（EEZ）の境界線（中間線）にある。本来、日本が無主地を主張し、1895年に領土として国際法上の先占権を取得していた。しかし、中国は東シナ海に石油資源が確認されると、1971年に自国の領土と主張、2003年には中間線の中国側で海底ガス田開発を開始した。この開発問題は08年6月、日本との共同開発で合意している。12年9月に日本政府が尖閣諸島を国有化すると、中国はほぼ毎週船を付近の海域に派遣している。13年11月中国は東シナ海の防空識別圏（各国が防空上の必要性から領空とは別に設定した空域）を一方向的に発表し、尖閣諸島の上空も含まれるとした。

② 竹島問題（対韓国）

日本が1905年に島根県隠岐島町に属させた。1952年韓国が竹島を李承晩ライン（当時の大統領・李承晩の海洋主権宣言に基づく漁船立入禁止線）の内側としたことから始まった。このラインは65年の日韓漁業協定によって破棄されている。しかし、韓国は接岸設備建設や警備隊常駐など既成事実を重ねて領土化を図っている。

③ 北方領土（対ロシア）

歯舞（はほまい）群島、色丹（しこたん）島、国後（くなしり）島、択捉（えとろふ）島の総称が北方領土。1956年日ソ共同宣言で歯舞群島と色丹島返還が明記されたが、ロシアは変換に関して不透明な姿勢を続けており、日本との溝は深い。

包括的核実験禁止条約（CTBT）

包括的核実験禁止条約とは、あらゆる空間での核実験による核爆発を禁止する条約のこと。部分的核実験禁止条約を発展させた形で、1996年に国連総会で採択されたが、同条約で規定している核の開発能力をもつ44カ国の批准を得ることができず、2012年の時点では発効していない。また、未臨界核実験の禁止が盛り込まれておらず、完璧な核実験禁止条約とはいえない問題点がある。しかし、オバマ米大統領は09年4月にプラハで行った演説で「包括的核実験禁止集約の批准を推進する」と明言、ノーベル賞受賞講演では「核兵器なき

世界」への取り組みが急務であると述べて、核廃絶への希望をつないだ。

SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標である。日本語では「持続可能な開発目標」とされる。SDGsは貧富の差や性別、教育などの違いなく、世界の全ての人に共通する普遍性を理念とし、「誰ひとり取り残さない」としている。

具体的には「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「すべての人に健康と福祉を」といった17のゴール、169項目のターゲットが設定されている。日本をはじめとした、世界各国で積極的に取り組まれつつある。

なお、2023年は「中間年」であるが、169のターゲットの達成率は15%と低迷している。

【経済】

プライマリーバランス

基礎的財政収支。「公債金収入を除いた歳入」から、「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。プライマリーバランスが均衡していると、その年の税収で、その年の国民生活に必要な歳出をちょうどまかなうことができる。つまり、現世代の受益と負担が均衡する。2023年予算では11.3兆円の赤字となっている。

経済指標（日経平均株価と東証株価指数）

日経平均株価…東京証券取引所1部上場銘柄1700のうち代表的な225銘柄の平均株価。
東証株価指数…東証1部に上場されている全銘柄の時価総額を指数化したもの。

仮想通貨

国家による価値の保証がなく、紙幣や硬貨といった現物が存在しない電子データでやりとりされる通貨のこと。仮想通貨の信頼性を確保するために、暗号技術と取引記録を共有・相互監視するブロックチェーンと呼ばれる分散型台帳技術が使われている。

仮想通貨にはビットコイン、リップル、イーサリアムといった種類があり、専用取引所を通じて取引される。また、取引所を通じて、ドルや円といった法定通貨とも交換することもできる。

仮想通貨は金融機関を経由せずに取引できることから、海外への送金や決済時の手数料が少なく済むという利点がある。また、投機目的で仮想通貨の取引が行われることが多く、何十倍にも値上がりすることもある。

一方で、取引の匿名性の高さから、違法取引やマネー・ロンダリングなどにも利用される危険性も指摘されている。また、仮想通貨が現物の無い電子データであることを利用して、取引所への不正アクセスによって多額の仮想通貨が盗み出される事件が多数発生している。

GDPと貿易収支、経常収支

GDP（Gross Domestic Product：国内総生産）とは、国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額である。ただし、これには日本企業が海外で生産したモノやサービスの付加価値は含まれない。一方、GNP（Gross National Product：国民総生産）には日本企業の海外支店等の所得も含まれる。

GDPとGNPのいずれも、名目値と実質値がある。名目値は、実際に市場で取り引きされている価格に基づいた値で、生活実感により近い値といえる。実質値は、参照年からの物価の上昇・下落分を取り除いた値で、過去との比較を行うのに適している。なお、季節要因による変動を取り除いたものが季節調整済の数値である。

貿易収支とは、国の輸出货量と輸入量の収支だが、決済ベースと通関ベースの貿易収支がある。決済ベースの貿易収支は日本銀行と財務省が共同で発表、税関の通過ではなく、所有権が移転した時点での取引を対象に算出される。通関ベースの貿易収支は財務省が発表、税関を通過した貨物を集計対象としている。

ゼロ金利政策

市場に資金を潤沢に供給するため、無担保コールレート（金融機関間の短期の貸し借りの金利）をできるだけゼロ%近くに誘導する政策。

日銀は1 政策金利誘導目標を年0.1%前後から「0~0.1%程度」に引き下げて、実質的なゼロ金利政策を復活させた。物価が安定するまで実質ゼロ金利政策を続けることも明示した。35兆円規模の基金（現在は101兆円）を新設し、うち5兆円で幅広い金融商品を買入れ、資金供給を増やすことも決めた。日銀は、資産の買入れ増などを通じた量的緩和政策に踏み出した。

量的緩和政策…日本銀行が公開市場操作で銀行から国債や手形を買うことで資金を供給し、市中に出回る金の量が増えて、金利が低下し、金融緩和となる。

政策金利

中央銀行が市場金利に影響を与えるため金融政策を通じて動かす対象金利。これを上げ下げすることで預金金利や住宅ローン金利、企業の借入金利などを変動させ、景気を刺激したり過熱を防いだりする。日銀の場合は「無担保コール翌日物」金利を政策金利としている。無担保コール翌日物は、担保を設定することなく当日にお金を借りて翌日に返す銀行間取引の金利。

日銀短観・景気動向指数

日銀短観は、日本銀行が民間企業を対象として景況感や収益状況などを把握するために四半期ごとに行う調査。「景気がよい」と答えた企業から「悪い」とした企業の割合を引いた数値を「業況判断指数」といい、企業の景況感の目安となる。

景気動向指数は、景気の上下変動を示す総合的な指標で、内閣府が毎月発表する。

C I : 景気の強弱やテンポを示す指標。2005年の数値を100としている。

D I : 景気変動を密接に反映した重要な指標(生産・雇用・店舗売上高等)を選択し総合化して判断する指標。

赤字国債発行法

赤字国債を発行するための法律。赤字国債は国が一般会計予算の赤字を補填するために発行する国債で、建設国債と異なり財政法上は認められていない。赤字国債を発行するためには特例公債法の成立が必要で、普通は単年度だけの時限立法とされる

為替介入

経済の実力とかけ離れた為替相場を修正したり、急激な相場変動を抑えるために通貨当局が通貨を売買すること。

為替介入は政府の指示に基づき、日本銀行が実務を担い、市場で決まる為替レートを人為的に「修正」する。急激に円高・ドル安が進んだ場合は、市場では円が大量に買われているので、それを打ち消すように市場で大量に円を売ってドルを買い、為替レートを円安に戻す。逆に、円安・ドル高が進んだ場合の介入は、円を買ってドルを売る。

M&A

M&A(企業の合併・買収)とは、Merger(企業の吸収や合併)とAcquisition(企業買収)を合わせた英略語。企業が異業種へ新規参入するときなどに、投資額を低く抑えられ、かつ戦力となる人材・ノウハウを得やすいことから行われる。

MBO

MBO (management buy-out) とは、企業の合併・買収の手法のひとつ。経営陣（あるいは従業員）が所属している企業や事業部門を買収して独立することを指す。例えば、オーナーでない経営者が、事業の継続を前提として、オーナーや親会社から株式を買い取り、経営権を取得することをいう。

TOB（株式公開買い付け）

Take Over Bid の略語で、不特定多数の人に「買取株数」「株価」「買取期間」を公告し、市場外で株主から直接株式の買い付けを行うことをいう。TOBには、買取対象会社の同意がない「敵対TOB」と買取対象会社が協力的な「友好TOB」がある。

経済三団体

日本の経済界を代表する①日本経団連(日本経済団体連合会/会長:十倉雅和)、②日商(日本商工会議所/会頭:小林健)、③経済同友会(代表幹事:新浪剛史)を指す。

- ①日本経団連…鉄鋼や自動車など東証一部上場の大企業を中心に会員となっている団体
- ②日商…全国各地の商工会議所が会員となっている団体
- ③経済同友会…企業の経営者が個人の資格で加入している団体

FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）

FTAは特定の国や地域の間で、モノの関税やサービス分野の貿易障壁などを撤廃する協定。FTAを核に人の移動や投資ルール整備、知的財産権の保護など幅広い分野の経済活動の共通ルールを決める協定をEPAと呼ぶ。多国間で進める世界貿易機関(WTO)の貿易自由化交渉が難航しており「WTOの補完」として、アジアとのEPA締結を進めている。

日本のEPA・FTA等の現状(2023年12月現在)

【発効済・署名済▶21】

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP12(署名済)、TPP11、日EU・EPA、米国、英国、RCEP

【交渉中▶4】

トルコ、コロンビア、日中韓、バングラデシュ、GCC(2024年に交渉再開予定)

【その他(交渉中断中)】

韓国、カナダ

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）・CPTPP

2006年にできたシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4か国の自由貿易圏を母体にして日本などの新たな国々が加わる経済連携協定。TPPはEPAに位置づけられるが、農業分野を含めて貿易自由化の例外を原則として認めず、100%の関税撤廃を目指しているのが大きな特徴。関税は即時、または10年以内に撤廃する原則を掲げており、通常のEPAよりもレベルの高い内容となっている。

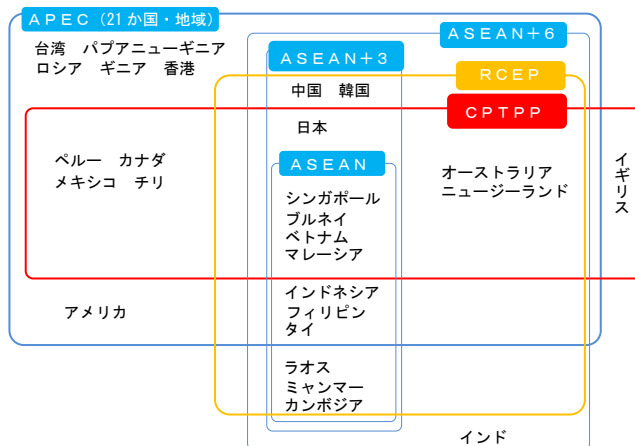
TPPの合意内容は、農産品や工業製品にかけられる関税のほとんどを一定の期間内に撤廃する。また、知的財産や投資、国有企業改革など幅広い分野について、共通のルールを整備し、域内の自由貿易や投資の活性化を図る。

協定発効前に、アメリカのトランプ大統領が2017年にTPPからの離脱を表明したため、発効しない可能性が高まっていた。

その後、日本の主導により、アメリカ以外のTPP参加国が交渉を継続した。アメリカを除く11か国の交渉は2017年11月に大筋合意し、2018年3月に署名式が行われ、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）として成立した。2018年12月30日には発効条件を満たしたため、発効している。

CPTPPは農作物や工業品の輸出入の関税を引き下げられることに加えて、ビジネスのルールを統一することが定められている。発効すれば日本からの輸出では農林水産物の98.5%、工業品の99.9%において最終的に関税が撤廃されることになる。

発効後、新たにイギリス、中国、台湾などが加入を申請し、審査が行われていたが、2023年7月にイギリスの加入が正式承認されている。



RCEP（東アジア地域包括的経済連携）

FTA（自由貿易協定）を広域で結ぶメガFTAの一つで、物の関税の削減・撤廃、投資、サービス貿易、知的財産保護などのルールづくりといった15分野について協議が行われている。2013年5月よりRCEPの交渉はスタートしている。ASEAN諸国に、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの6か国を加えた16か国が

参加し、実現に向けて交渉が行われた。16か国で人口は世界の約半分、GDPでは世界の約3割を占めることになる。実現すれば世界最大の自由貿易圏になることが期待されている。

インドは2019年自国産業の保護を優先して交渉を離脱している。2020年11月にインドを除いた15か国が署名を済ませ、2021年に発効条件を満たしたため、2022年1月1日に発効した。RCEPの発効により、日本は中国、韓国と初めてFTAを結んだことになる。

I P E F（インド太平洋経済枠組み）

2022年5月23日、アメリカのバイデン大統領の主催により、IPEF（Indo-Pacific Economic Framework インド太平洋経済枠組み）の立ち上げに関する首脳会合が行われた。

IPEFは、インド太平洋地域での貿易（デジタル貿易、環境）やサプライチェーンなどにおける連携促進を行うことで、中国に対する競争力を高めるため、アメリカが主導する貿易モデルである。2023年1月時点においてアメリカ、日本、インド、ベトナム、韓国など14か国が参加している。

なお、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）などのFTA（経済連携協定）とは異なり、関税引き下げは対象外とされている。

日米貿易協定

2019年10月に署名された日米貿易協定が2020年1月1日に発効した。この協定では農産品や工業品の関税がTPP並みに引き下げられる。

アメリカから日本への輸入品で、関税が引き下げられるのは以下の品目である。関税が将来撤廃されるのは、チーズの一部や小麦、ワインなど。牛肉は、発効と同時に38.5%から26.6%に関税が引き下げられる。その後、2033年度にかけて段階的に引き下げられ、最終的には9%になる。豚肉は、安い部位について27年度までに1キロあたり482円から50円まで引き下げられる。なお、米は対象から除外されている。

日本からアメリカへの輸出品は、懸念されていた自動車への追加関税は行われず、主として工業品の関税を削減・撤廃する。対象は工作機械や燃料電池などの他、日本産牛肉の低関税輸入枠を大幅に拡大される。一方で、自動車と自動車部品への関税撤廃は先送りされ、継続協議となった。

ペイオフ

金融機関が破綻したとき、預金保険機構が代わりに預金者に預金を払い戻す制度。ただし、元本 1000 万円とその利息が限度。それ以上の預金については、破綻した金融機関の財産状況に応じて払い戻される。このため、一部カットされることがある。中小企業向け融資専門の日本振興銀行（東京都）が 2010 年 9 月、預金保険法に基づく破綻処理を金融庁に申請、金融庁と預金保険機構は、ペイオフを発動した。

日本のODA

日本政府による途上国援助（ODA）総額は、2018 年は 141 億 6707 万ドル（1 兆 5646 億円）となった。各国のODA実績と比べると、日本は、アメリカ、ドイツ、イギリスに次ぐ4位だった。DACでは18年よりODAの計上方式をこれまでの純額方式から変更して、有償資金協力について贈与に相当する額を実績に計上する贈与相当額計上方式を採用した。純額方式による計算では、日本の実績は 100 億 6358 万ドルとなり、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスに次ぐ5位となっている。

※DAC（開発援助委員会）…OECD（経済協力開発機構：34カ国）の委員会の一つ。

開発途上国への開発援助を奨励するとともに、援助の質を良くすることを目的とする国際フォーラム。

【環境】

国連気候変動枠組み条約：パリ協定

パリ協定とは、2020 年以降の地球温暖化対策を定めた国際的ルール。協定の目標は、世界の平均気温上昇を 2℃未満か、1.5℃未満に抑えること。

地球温暖化対策の新枠組み「パリ協定」が 2016 年 11 月 4 日に発効した。パリ協定は 2015 年 12 月にフランスで開かれた国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議（COP21）で、現在の「京都議定書」に代わる新しい対策の枠組みとして採択された。パリ協定の発効には 55 か国の批准と、批准した国の温室効果ガス排出量が合わせて世界全体の 55%を超えることが条件だったが、排出量世界 1、2 位の中国、米国などが早期批准の足並みをそろえたことで新枠組み誕生から 1 年たたずに発効した。日本も 11 月 8 日に批准した。

パリ協定は、国連気候変動枠組み条約に加盟する 197 か国・地域が、それぞれ温室効果ガスの削減目標を定め、2020 年から達成に取り組む義務がある。2℃に抑えることは現状では容易でないため、さらにその目標を 5 年ごとに見直してより高い数値を掲げることも盛り込まれた。排出削減のためには、化石燃料を使わずに太陽光や風力などの再生可能エ

エネルギーによる発電や、エネルギーの使用量を抑える省エネの技術開発や普及が不可欠である。

なお、アメリカはトランプ大統領が2017年6月にパリ協定からの離脱を表明し、2020年に離脱したが、2021年に大統領に就任したバイデン大統領により、復帰が表明された。

COP29（国連気候変動枠組み条約第29回締約国会議）

2024年11月、アゼルバイジャン共和国の首都バクーで、COP29（国連気候変動枠組み条約第29回締約国会議）が開催された。今回の会議において、途上国向けの資金として、民間・公的資金などを合わせて「2035年までに年間3000億ドル」へと増やしていくと合意された。ただしこの金額は、脱炭素化や、気候変動の影響を受ける国々への支援という観点からは不十分な目標となった。

バーゼル条約に汚染プラスチックゴミを追加

1992年に発効したバーゼル条約は、有害廃棄物の処理を発生国に原則として処理を義務づけたものであり、他国へ移動させる際には厳しい管理条件を課したものである。これまでは医療廃棄物や廃油が対象になっていた。2019年5月にはバーゼル条約の対象に汚染プラスチックゴミも加えることが決定した。2021年1月から運用が始められる。

バイオエタノール

サトウキビやトウモロコシなどのバイオマス（生物資源）を原料とするアルコールの一種。燃焼時には二酸化炭素（CO₂）が排出されるが、京都議定書では原料となる植物が光合成の際にCO₂を吸収していたとの理由で排出量に算入されない。このため、原油高騰や地球温暖化の解決策としてガソリンの代替燃料として期待されている。ガソリンに混ぜて使う。日本では環境省が混合比率3%の代替燃料「E3」の普及を目指している。ブラジルや米国では既にエタノールの比率が85%の「E85」なども普及し始めている。

循環型社会

資源の有効活用のキーワードは「3R」。ゴミの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）。「家電リサイクル法」では、リサイクル対象は、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象となっている。

【社会】

埼玉県八潮市の幹線道路交差点で、大規模な陥没事故が発生

2025年1月28日、埼玉県八潮市の県道松戸草加線中央一丁目交差点で大規模な道路陥没事故が発生した。突然、県道の交差点部分が幅5m、深さ10mの規模で陥没し、走行中の大型トラック1台が転落した。道路陥没の原因は、県道交差点の地下10mに埋設されていた直径5mの下水道管の上部が経年劣化によって破損し、下水が流出して、下水道管上部の土砂が下水道管内に流出。地盤の支えを失った道路が陥没して巨大な穴となった。

事故直後、消防がトラック運転手の救出を試みたが、穴の周囲の土砂が次々と崩落して穴の規模が拡大。トラックの運転席部分は土砂に埋まった後、下水道管内に落下して30mほど流されてしまった。運転手の安否は不明のままである。

運転手を救出するためには、破損した下水道管を流れる大量の下水を止めるために、別の経路で迂回させるための下水道のバイパス工事が必要で、3か月ほどかかる見込みである。

現在、日本の道路・橋・トンネル・上下水道などの社会施設・設備の多くが老朽化しているため、点検と整備が行われている。だが、予算・人員・資材などが十分ではないため、社会施設・設備における大規模な被害・災害が、日本各地で発生することが危惧されている。

新紙幣発行

2024年7月3日、紙幣のデザインが改刷されて、新紙幣が発効された。新一万円札の肖像画は「渋沢栄一」、新五千円札の肖像画は「津田梅子」、新千円札の肖像画は「北里柴三郎」である。紙幣のデザインの更新は、20年ぶりである。

新紙幣には、偽造防止技術として、「深凹版印刷」（ざらざらした手触り）、「高精細すき入れ」（緻密な、すかし模様）、「ストライプ型の3Dホログラム」（肖像画が回転する。銀行券へは、世界初の採用）など、最新技術が用いられている。

渋沢栄一は「近代日本経済の父」と称されている。明治期に日本最初の銀行である「国立第一銀行」や、「東京商法会議所」「東京証券取引所」などを設立し、様々な企業、公共事業、教育機関、研究機関などの設立に寄与した。

津田梅子は「女子英学塾」（津田塾大学の前身）の創設者である。6歳のときに日本最初の女子留学生として、岩倉遣外使節団に同行して渡米。アメリカで11年間教育を受けた後に帰国。帰国後は「華族女学校」の教授など教育者としてのキャリアを積み、女性への高等教育の推進と女性の地位向上に寄与した。

北里柴三郎は「近代日本医学の父」と称されている。「東京医学校」（東京大学医学部の前身）を卒業後、ドイツに留学。その後、世界初の「破傷風菌の培養」、「破傷風菌の抗毒素の発見」、「破傷風菌の血清療法の確立」、「ペスト菌の発見」など医学者・微生物学者として多

大な功績を上げた。また、「伝染病研究所の創立」や「慶應義塾大学医学部の創設」などにも寄与し、教育者としても尽力した。

マイナンバーカード

マイナンバーカードとは、住民票を持つ全員に割り振られる12桁の番号のカードで、自治体に申請すると無料で交付される。社会保障や税などの関係機関において、個人を特定するために使用される。

マイナンバーカードでは、国民に氏名、住所などが記載された顔写真付きのICカードが交付される。ICカードは、運転免許証やパスポートのように本人確認に使えるほか、インターネットを通じた納税記録の確認や行政手続きにも利用できる。当初は社会保障、税務、災害対策の3分野で利用を開始。15年9月に成立した改正法により、18年から預金口座とマイナンバーを結びつけることや、個人の医療情報についてもマイナンバーを利用できるようになった。

保険証とマイナンバーカードの一体化（マイナ保険証）

2023年6月2日、改正マイナンバー法（マイナンバー法等の一部改正法）が成立した。改正法の成立により、マイナンバーカードと健康保険証が一体化し、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる（マイナ保険証）。マイナ保険証そのものは、2021年から開始されているが、2023年10月時点で利用率は約4.5%と低迷している。

一方、現行の保険証は2024年秋で廃止するが、1年間の猶予期間を設定している。

また、マイナンバーカードを発行していない人でも保険診療を受けられるように、保険証の代わりとなる「資格確認書」を保険組合から交付を受けることも可能になった。

地震速報

地震の大きな揺れが到達する前に発生を知らせるシステム。

地震が発生するとまず、カタカタという初期微動のP（Primary）波が到達する。これは秒速7km。被害をもたらすような大きな揺れのS（Secondary）波は、秒速4kmなので、その後にくる。この性質を利用して、S波の数秒前から30秒ほど前に予想震度などを速報する。グラッとくる数秒～数十秒前に警告できることから、列車を減速したり、火を消したりと、相当な“減災”が期待できる。

ただ、直下型地震の震源近くでは速報が間に合わない。07年10月から早期地震警戒システムとしてはとしては世界で初めて一般向け供用が行われている。

裁判員制度

20歳以上（2021年の少年法改正により18歳以上）の有権者から選ばれた市民が裁判員として、裁判官とともに殺人など重大事件の刑事事件を審理する制度。市民の常識を裁判に反映させ、司法への信頼を高めるのが狙い。09年5月21日に施行。原則として裁判官3人、裁判員6人の合議体で行い、多数決で有罪・無罪を決め、量刑も判断する。ただし、裁判員だけによる意見では、被告人に不利な判断（被告人が有罪か無罪かの評決の場面では、有罪の判断）をすることはできず、裁判官1人以上が多数意見に賛成していることが必要。

2009年5月21日以降に起訴された事件は、裁判所と検察官、弁護人が、証拠や争点を絞り込む「公判前整理手続き」を行う。市民は初公判日の6週間前までに呼び出され、当日の面接などを経て、最終的に裁判員に選ばれる。

検察審査会

検察審査会法に基づく検察審査会制度と、検察官が被疑者を起訴しなかったことの是非を検察審査員が審査する制度。審査の対象は、内乱罪と独占禁止法違反の罪を除く刑事事件のうち、検察官が不起訴処分にした事件である。検察審査員は、各検察審査会の管轄する地域の衆議院議員の選挙権を有する国民の中から、くじで無作為に11人が選ばれる。任期は6ヶ月。検察審査会は、犯罪の被害者や告訴・告発者から申立てがあったときに審査を始めるが、申立てがなくても、新聞記事などをきっかけに審査を始めることもある。検察審査会では、審査の後で「起訴相当」「不起訴不当」「不起訴相当」の3つの議決を行う。09年5月、起訴議決制度が導入されて議決に拘束力が生じるようになった。「起訴相当」と議決した事件について検察官が再び不起訴とした場合、検察審査会議で「起訴議決」がなされると強制的に起訴されるようになる。

即決裁判

比較的軽い罪で起訴された事件で、起訴から14日以内に開かれる初公判のその日に判決まで終わらせる、大幅にスピードアップした裁判。

2006年10月に導入。万引きや外国人の不法残留、初犯の薬物使用など比較的軽い罪が対象。死刑や無期懲役はもちろん、1年以上の懲役や禁固に当たる事件は即決裁判の対象から外れる。捜査段階で容疑者が即決裁判に同意して、公判の冒頭で「自分は有罪」と認めることが条件。起訴事実を争う場合は、通常の裁判手続きに移る。即決裁判では実刑判決はなく、懲役・禁固には必ず執行猶予がつく。いったん即決裁判を選ぶと、判決に不服があっても事実誤認を理由にした控訴はできず、量刑に限って控訴審での審理を求めることができる。

裁判被害者参加制度

裁判被害者参加制度とは、刑事事件の被害者などが裁判に出席して被告人に対する質問を行うことを可能にする制度である。被害者の心情や意見を十分に踏まえた裁判を行い、被害者の名誉回復や被害からの立ち直りに資するため、2007年6月に成立した改正刑事訴訟法により創設され、08年12月から実施された。

裁判への参加は殺人や自動車運転過失致死といった重大な事件や事故に適用され、被害者の参加申し出を受けて裁判所が認める場合に可能となる。被害者は事件について検察官の説明を受けたり意見を述べたりできるほか、裁判に出席して以下の尋問や意見陳述ができる。

※裁判被害者参加制度により被害者が法廷で認められること

- ①証人尋問の際、被告人の情状に関する証言の証明力を争う尋問を行うこと
- ②被告人質問の際、意見を述べるために必要な場合、被告人に質問すること
- ③論告・求刑の際、罪状に関する事実や法律の適用について意見すること

最高裁判事国民審査の在外投票不可への違憲判決

2022年5月25日、海外に在住する日本人が最高裁判所の裁判官についての国民審査に投票できないことについて、最高裁判所大法廷は違憲判決を言い渡した。

最高裁裁判官の国民審査は、選挙権と同じく憲法で平等に保障されているもので、権利行使の制限は原則許されない、と判決では指摘している。

最高裁が法律について違憲判決を言い渡したのは、戦後11例目になる。

最高裁判決、原発事故での国の責任を認めず

2022年6月17日、福島第一原子力発電所で発生した事故に関する集団訴訟で、最高裁判所は、国の責任を認めない判決を言い渡した。「実際の地震、津波は想定よりはるかに規模が大きく、仮に国が東京電力に必要な措置を命じていたとしても事故を防ぐことはできなかった」との判断を示している。

この判決により、原発事故に伴う賠償義務は東京電力のみが負うことになり、国は責任を負わないことになった。

性同一性障害の性別変更手術要件、違憲判決

2023年10月25日、「性同一性障害特例法」により、性同一性障害の人が戸籍上の性別を変更するためには、生殖機能をなくす手術を受ける要件について、最高裁判所大法廷は憲法違反であり、無効であると判断した。

「性同一性障害特例法」では、戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術を受ける必要があるとされており、最高裁大法廷は「身体への侵襲（傷つけること）を受けない自由を放棄して強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るもの」として、過剰な制約を課しており、憲法に違反し、無効であるとの判断を示している。

「懲役」と「禁錮」一本化した「拘禁刑」を創設

2022年6月13日、改正刑法が成立し、「懲役刑」と「禁固刑」を一本化した「拘禁刑」が新設された。

現在、日本における入所受刑者の大部分は懲役刑の受刑者であり、禁固刑の受刑者はごく一部に留まる。また、禁固受刑者の8割程度は自ら望んで作業に参加していることもあり、懲役刑と禁固刑の区別が曖昧になってきていた。

懲役刑には、受刑者に対する刑務作業を通じた「懲らしめる」意味があった。しかし、新設された拘禁刑では、刑務作業を行いつつも受刑者の特性に応じて、再犯を防ぎ、社会生活に必要な指導を充実させることで、再犯者を減らしていくことを狙いとしている。

原発処理水、海洋放出開始

2023年8月24日、東京電力は福島第一原子力発電所に貯蔵してきた処理水の海洋放出を開始した。

2011年に発生した東日本大震災により、福島第一原子力発電所は被災し、冷却能力を失ったことで、炉心溶融（メルトダウン）した。これにより、核燃料を冷却し続けるために冷却水が大量に必要になり、放射性物質を含む汚染水が1日あたりおよそ100トン程度発生し続けてきた。この汚染水は放射性物質を取り除く装置（ALPSなど）により、大部分のものを除去して処理水とした後、福島第一原子力発電所の敷地内に設置した1000基あまりのタンクに保管してきたが、保管量が限界に近づいてきたため、放出が検討されてきた。

処理水からは大部分の放射性物質は除去されているが、トリチウム（三重水素）は取り除くことができない。トリチウムは自然界にも存在する水素の一種である。7月にはIAEA（国際原子力機関）により、処理水の海洋放出が国際安全基準に合致しているとの報告書が公表され、政府は処理水の海洋放出を決定。トリチウムを含んだ処理水の濃度を海水で薄め（基準の40分の1未満）、健康被害がないようにした上で、8月24日に海洋放出を開始した。

この処理水海洋放出に対して、中国、韓国は反発。中国は日本産水産物の全面禁輸措置を行った。

【教育・科学】

2024年のノーベル平和賞を、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が受賞

2024年10月、ノルウェー・ノーベル委員会は、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）にノーベル平和賞を授与すると発表した。68年間にわたり、核兵器廃絶を世界に訴える活動を続けてきたことを、受賞理由としている。日本のノーベル平和賞受賞は、1974年の佐藤栄作元総理大臣（非核三原則の宣言）以来、50年ぶり。

年	受賞	氏名
1949	物理学賞	湯川秀樹
1965	物理学賞	朝永振一郎
1968	文学賞	川端康成
1973	物理学賞	江崎玲於奈
1974	平和賞	佐藤栄作
1981	化学賞	福井謙一
1987	医学生理学賞	利根川進
1994	文学賞	大江健三郎
2000	化学賞	白川英樹
2001	化学賞	野依良治
2002	化学賞	田中耕一
2002	物理学賞	小柴昌俊
2008	物理学賞	南部洋一郎
2008	物理学賞	小林誠
2008	物理学賞	益川敏英

年	受賞	氏名
2008	化学賞	下村脩
2010	化学賞	根岸英一
2010	化学賞	鈴木章
2012	医学生理学賞	山中伸弥
2014	物理学賞	赤崎勇
2014	物理学賞	天野浩
2014	物理学賞	中村修二
2015	医学生理学賞	大村智
2015	物理学賞	梶田隆章
2016	医学生理学賞	大隅義則
2017	文学賞	カズオ・イシグロ
2018	医学生理学賞	本庶佑
2019	化学賞	吉野彰
2021	物理学賞	真鍋淑郎
2024	平和賞	日本被団協

（ノーベル賞 過去の日本人・日系人受賞者）

「チバニアン」命名

2020年1月、中期更新世（77万4000年前から12万9000年前）の地質時代を「チバニアン（千葉時代）」と命名されることが決定した。「チバニアン」の命名は、韓国で開かれた国際地質科学連合の理事会により決められた。千葉県市原市の川沿いにある地層を千葉セクションというが、これを中期更新世と前期更新世の境界になる地層として認められたこ

とになる。

方位磁石の指すN極が北と向きが逆転する「地磁気の逆転」現象が数回発生していた。この逆転が最後に発生したのは約77万年前で、そこから約13万年前までが名前の定まっていない時代の1つになる。今回、この時代が「チバニアン」と命名されたことになる。

【文化・厚生・労働】

世界遺産・無形文化遺産

生態系や景観などを対象とする自然遺産、歴史的建造物や遺跡などの文化遺産、その両方の性質を持つ複合遺産の3種類がある。各国が人類共通の財産として国連教育科学文化機関（ユネスコ）に登録を推薦し、毎年の世界遺産委員会で可否が決まる。登録されると保護が義務づけられる。

また、2006年からはユネスコ無形文化遺産保護条約の発効により、無形文化遺産が登録されるようになった。無形文化遺産は、口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、伝統工芸技術などの形のない文化遺産を対象としている。

世界文化遺産に、「佐渡島（さど）の金山」が登録決定

2024年7月、ユネスコ（国連教育科学文化機関）は、「江戸時代（16世紀後半から19世紀半ばまで）の伝統的手工業による金銀鉱山遺跡群」である「佐渡島（さど）の金山」を世界文化遺産に登録することを決定した。

登録の対象となったのは、「江戸時代までに開発された鉱山関連史跡」と、景観要素としての「相川の街並み」、「西三川の棚田」、「砂金すくいが行われた自然河川」、「神社の能舞台」、「豊かな森林」などである。今回の登録で、日本の文化遺産は、21件となった。

日本の「伝統的酒造り」が、ユネスコの無形文化遺産に登録決定。

2024年12月5日、国連教育科学文化機関（ユネスコ）は、日本が提案していた、日本の「伝統的酒造り」を、ユネスコの無形文化遺産に登録することを決定した。日本に関する無形文化遺産の登録は、2022年の「風流踊り」に次いで、23件目となった。勧告は、「日本酒、本格焼酎・泡盛、本みりん」を生産する日本の「伝統的酒造り」は、「個人・地域・国」の三つのレベルで維持されていて、祭礼や婚礼など日本の社会文化的な行事に不可欠な存在であると評価している。

〈文化遺産〉

法隆寺地域の仏教建造物（1993年12月）、姫路城（1993年12月）、古都京都の文化財（1994年12月）、白川郷・五箇山の合掌造り集落（1995年12月）、原爆ドーム（1996年12月）、厳島神社（1996年12月）、古都奈良の文化財（1998年12月）、日光の社寺（1999年12月）、琉球王国のグスク及び関連遺産群（2000年12月）、紀伊山地の霊場と参詣道（2004年7月）、石見銀山遺跡とその文化的景観（2007年6月）、平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群（2011年6月）、富士山（2013年6月）、富岡製糸場（2014年6月）、明治産業革命遺産（2015年6月）、国立西洋美術館（2016年7月）、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群（2017年7月）、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（2018年6月）、百舌鳥・古市古墳群（2019年7月）、北海道・北東北の縄文遺跡群（2021年7月）、佐渡島（さど）の金山（2024年7月）

〈自然遺産〉

屋久島（1993年12月）、白神山地（1993年12月）、知床（2005年7月）
小笠原諸島（2011年7月）、小笠原諸島（2011年7月）、奄美・沖縄（2021年7月）

〈無形文化遺産〉

能楽（2008年）、人形浄瑠璃文楽（2008年）、歌舞伎（2008年）、雅楽（2009年）、小千谷縮・越後上布（2009年）、奥能登のあえのこと（2009年）、早池峰神楽（2009年）、秋保の田植踊（2009年）、チャッキラコ（2009年）、大日堂舞楽（2009年）、題目立（2009年）、アイヌ古式舞踊（2009年）、組踊（2010年）、結城紬（2010年）、壬生の花田植（2011年）、佐陀神能（2011年）、那智の田楽（2012年）、和食：日本人の伝統的な食文化（2013年）、和紙：日本の手漉和紙技術（2014年）、山・鉾・屋台行事（2016年）、来訪神：仮面・仮装の神々（2018年）、伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術（2020年）、風流踊（2022年）、日本の「伝統的な酒造り」（2024年）

ヤングケアラー

家族にケアが必要な人がいる場合に、本来は大人が担うようなケア責任を18歳未満の子どもが引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行うこと。

具体例としては、以下のものが挙げられる。

- ①障がいや病気の家族に代わり、買い物、料理、掃除、洗濯などの家事を行う。
- ②家族に代わり、幼いきょうだいの世話を行う。
- ③障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りを行う。

- ④目の離せない家族の見守りや声かけなどの配慮をしている。
- ⑤日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のための通訳を行う。
- ⑥家計を支えるために労働をして、障がいや病気の家族を助けている。
- ⑦アルコール、薬物、ギャンブルなどの問題を抱えている家族への対応をしている。
- ⑧がん、難病、精神疾患などの慢性的な病気の家族の看病をしている。
- ⑨障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助を行う。

2021年に厚生労働省により実施された調査によると、「世話をしている家族がいる」と答えた子どもは中学2年生の段階で、17人に1人いるとされる。

ヤングケアラーはケアにかかる時間が長くなるほど、宿題が出来なかったり、学校で1人で過ごすことが多くなるなど学校生活に深刻な影響を与えることが問題とされている。

後期高齢者医療制度

平成20年4月に75歳以上の高齢者を対象に創設された医療制度。老人保健制度改革の一環で導入されるもので、75歳以上全員が国民健康保険など現在加入している健康保険から移行する。運営は市町村がつくる都道府県単位の広域連合が担当する。医療費の一定割合を高齢者自らが負担する独立した医療制度をつくることで、高齢者と現役世代の負担を明確化することなどが狙いだ。

保険料は加入者全員が等しく支払う「均等割」と支払い能力に応じて負担する「所得割」で構成。低所得者は均等割部分が、収入に応じて7割減、5割減、2割減の3段階で軽減される。後期高齢者の窓口負担は従来通り、原則1割（現役並み所得者は3割）となる。

改正高齢者医療確保法

2021年6月、改正高齢者医療確保法が成立した。今回の改正により、一定以上の収入がある75歳以上の後期高齢者の医療費の窓口負担が、これまでの1割から2割に引き上げられることになっている。今後、2割負担になるのは、単身世帯で年収200万円以上であり、夫婦ともに75歳以上の世帯の場合は年収計320万円以上の人が対象になる。

合計特殊出生率

1人の女性が生涯に何人の子どもを生むかの平均値。年齢は15歳～49歳までの女性を対象とする。2.07以上だと現在の人口の維持が可能。

2023年は1.20であり、過去最低を更新した。前年の2022年から0.06ポイント低下しており、出生率が前年を下回るのは8年連続となる。

出生数・死亡数（人口動態統計）

厚生労働省は 2024 年 9 月、2023 年における人口動態統計（確定数）を発表した。出生数は 72 万 7288 人となり、前年の 77 万 759 人より 4 万 3471 人減少している。これは 1899 年の人口動態調査開始以来、最少である。

死亡数については 157 万 6016 人（戦後最多）となり、前年の 156 万 9050 人より 6966 人増加した。

死亡数から出生数を差し引いた人口の自然減は 84 万 8728 人となっている。

高齢化率

総務省によると、2023 年 9 月 15 日時点で、65 歳以上の高齢者人口は 3623 万人で、1950 年以降初めて減少した。一方で、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は 29.1%と過去最高を更新した。また、75 歳以上人口が初めて 2000 万人を超え、10 人に 1 人が 80 歳以上となっている。日本の高齢化率（29.1%）を世界と比較すると、最も高くなっている。次いでイタリア（24.5%）、フィンランド（23.6%）、マルティニーク（23.5%）などとなっている。

日本が高齢者社会の入り口と考えられる高齢化率 7%を超えたのは 1970 年。1994 年には倍の 14%を超え、高齢社会に移行した。7%から 14%になるまでにかかった年数は 24 年。日本の高齢化は他の国に例を見ないほど急速に進んでいる。

少子化

日本の子ども（15 歳未満）の人口は 2024 年 4 月 1 日の時点で、1401 万人と前年より 33 万人減少し、43 年連続で減少した。総人口に占める割合も 11.3%と、比較可能な 1950 年以降、過去最低となった。2023 年に生まれた子どもの数は 72 万 7,277 人であり、統計開始の 1899 年以来、最低の数字となっている。ピークの 3 分の 1 以下にまで減少している。加えて、2023 年の合計特殊出生率は 1.20 と過去最低の値になった。

男性育休取得率

2024 年 7 月 31 日、厚生労働省は、2023 年度の男性の育休取得率が 30.1%となり、前年を 13 ポイント上回ったと発表した。この取得率は過去最高となっている。政府は男性育休取得率の目標を 2025 年までに 50%、2030 年までに 85%にまで引き上げるとしている。

また、従業員数 500 人を超える企業の男性育休取得率は 34.2%だった。企業規模が大きいほど男性育休取得率が高い傾向があり、中小企業における男性育休の取得促進が課題となっている。なお、女性の育休取得率は 84.1%と、前年度に比べて 3.9 ポイント上昇した。

「年収の壁」対策

世帯主の扶養されるパート従業員が、一定の年収額を超えると扶養から外れ、社会保険料の負担が生じて手取り収入が減少する問題を「年収の壁」という。具体的には、従業員 101 人以上の企業で働く人は、年収が 106 万円を超えると扶養から外れ、厚生年金と健康保険に加入して保険料を負担することになる（106 万円の壁）。従業員 100 人以下の企業で働く人は、年収が 130 万円を超えると扶養から外れ、国民年金と国民健康保険に加入して保険料を負担することになる（130 万円の壁）。

規定の収入を超えることで扶養から外れることを避けるため、規定の年収を超えないように就業時間を抑えるなどの就業調整を行う人が多く、人手不足の一因となっている。

この課題に対応するため、政府は「年収の壁」への対策を 2023 年 10 月より実施した。具体的には、「106 万円の壁」への対応として、手取り収入を減らさない取組を実施する企業に対して、労働者 1 人当たり最大 50 万円の国からの支援を実施。「130 万円の壁」への対応は、繁忙期などに一時的に 130 万円を超える収入があったとしても、事業主による証明により、引き続き扶養者認定が可能になるようにしている。

改正育児・介護休業法

2021 年 6 月、改正育児・介護休業法が成立した。今回の改正により、男性の育児休業取得を促す内容となっており、子どもが生まれてから 8 週間以内に最大 4 週間の休みが取得できるようになっている。また、原則 1 回の育児休業を男女とも 2 回まで分割可能になる。2022 年 4 月以降に順次導入され、従業員 1000 人超の企業には育休の取得状況の公表が課せられている。

改正児童虐待防止法

2019 年 6 月 19 日、改正児童虐待防止法が成立した。今回の改正によって、保護者や施設職員が体罰による「しつけ」を行うことが禁止されている。また、児童相談所については、業務の分化が行われ、子どもの保護を行う職員と、保護者支援を担当する職員とが分けられることになった。

なお、民法で認められている、親が子どもを監護や教育に必要な範囲で懲戒することができるとした懲戒権については、今回の改正法の施行後、2 年をめどにそのあり方を検討するとしている。

本改正法は一部を除き、2020 年 4 月に施行される。

子ども・子育て支援新制度

2015年度から子ども・子育て支援新制度がスタート。ポイントは以下の3つ。

第1に、新たな財政支援として2つの教育・保育給付を創設。1つは「施設型給付」で、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付となる。もう1つは「地域型保育給付」。6～19人の子どもを預かる「小規模保育」や5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」などが対象。

第2に、幼稚園と保育園のよさを併せ持つ「認定こども園」を改善。4種類ある認定こども園のうち「幼保連携型認定こども園」について、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけを持つ施設と定めた。

第3に、市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」を法定化。保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、すべての家庭を対象に、地域ニーズに応じた多様な子育て支援を充実させる。

幼保無償化

2019年5月に改正子ども・子育て支援法が成立し、幼児教育・保育の無償化が実施されることになった。対象は、0～2歳児は住民税非課税世帯、3～5歳児については全世帯が対象になる。これらの対象となる世帯は認可保育所などの利用料が無料となる。認可外保育施設の利用者についても費用補助がある（上限額あり）。これらの無償化の財源は10月に実施された消費税率10%への引き上げによって得られた増収分を活用することになっている。

放課後子ども総合プラン

子どもが小学校に入学したときに直面するのが「小1の壁」。放課後に子どもを預けるところを見つけられず、母親などが仕事を辞めざるをえなくなることをいう。この壁を打破するため、2014年7月、文科省と厚労省は共同で「放課後子ども総合プラン」を策定した。

同プランが目指すのは、2019年度末までに約30万人分の「放課後児童クラブ」（厚労省所管）を新たに整備すること。学校施設を活用して、「放課後子供教室」（文科省所管）と一体的に実施する取組みを進める。

完全失業率

労働力人口に占める完全失業者の割合。労働市場の状況だけでなく、経済動向全般も反映する非常に重要な経済統計。年平均値の過去最高は2002年の5.4%。この50年間を見ると、3%を超えるようになったのは1995年からである。2024年1月30日に総務省統計局

が発表した 2023 年度完全失業率の平均は 2.6%であり、前年度と同じだった。

有効求人倍率

公共職業安定所（ハローワーク）で職を探している人 1 人あたりに何件の求人があるかを示す。新卒は含まない。好況で求職者数に比べて求人数が多いと 1 倍を超えるし、不況で求人が相対的に少なければ 1 倍を下回る。2024 年 4 月 30 日に厚生労働省が発表した 2023 年平均の有効求人倍率は 1.29 倍であり、前年を 0.02 ポイント下回った。

地域別最低賃金の全国平均額が 1000 円を超える

2023 年 10 月 1 日より、地域別最低賃金の全国平均額が 1004 円となった。地域別最低賃金が 1000 円を超えたのは、初めてである。

なお、地域別最低賃金は都道府県ごとに定められており、今回の改定により 1000 円を上回った地域は、東京都（1113 円）や神奈川県（1112 円）、大阪府（1064 円）など、8 都府県となっている。

年金受給資格 10 年に

年金受給に必要な保険料納付期間を 25 年から 10 年に短縮する「年金機能強化法改正案」が成立する。

年金は 2017 年 9 月分から支給され、最初の受け取りは同年 10 月になる。

厚生省によると、来年 8 月に改正法が施行されると、約 40 万人が初めて基礎年金（国民年金）を受け取ることができるようになるという。厚生年金も含めると対象者は約 64 万人になる見込みだ。基礎年金の受給額は、保険料の納付期間が 25 年で月額 4 万 630 円なのに対し、10 年だけの場合は同 1 万 6252 円となる。

国民健康保険の保険者が変更

国民健康保険制度が 2018 年 4 月より保険者（保険の運営を行う事業主のこと）が、これまで市町村のみだったものが、都道府県と市町村が共同保険者となった。

国民健康保険は個人事業主や自営業者が主な加入対象であり、低所得者や高齢者が多い傾向があるため、財政基盤が不安定な点が危惧されてきた。今回の制度変更により、都道府県が市町村に加えて共同保険者になることで、財政基盤が改善することが見込まれている。

【白書】

令和6年度 経済財政白書

我が国は、2024年I期の名目GDPが597兆円であり、名目GDPの増加傾向が続いていて、過去最高水準に達している。対して、2024年I期の実質GDPは、555兆円であり、一部自動車メーカーの生産・出荷停止事案などの影響によって減少している。

コロナ禍が収まり、経済は緩やかな回復基調を取り戻した。企業収益は過去最高を更新し、好調さを維持している。関連して、人手不足感が高まり、完全失業率は低位で推移し、2024年の春闘における賃上げ率は、過去最高水準となった。

ただし、経済は逆風であり、経済力の回復は弱い。所得の上昇が、円安や海外における需要・消費の上昇などの影響による、急激な物価上昇に追いつかない状況で、個人消費が弱い。能登半島地震による被害や、一部自動車メーカーの不正問題なども、経済低迷に影響した。

令和6年度 情報通信白書

2024年の能登半島地震では、大規模な停電や各種通信設備などへの甚大な被害により、テレビやラジオの電波が長期間停波し、固定電話や携帯電話にも広範囲で大規模な障害が長期間発生した。大規模災害における通信手段や情報受信手段は極めて重要であることから、放送・通信各社は「車載・可搬型基地局」「電源車」「衛星通信サービス」の活用、「衛星携帯電話の公共団体への貸与」、「専門技術者の派遣および技術支援」などを実施した。

災害発生後に、ネット上で偽情報・誤情報が大量に拡散する事態が発生したことから、総務省はSNSを通じて、偽情報・誤情報への注意喚起を発信したほか、主要なSNSなどのプラットフォーム事業者に、利用規約などを踏まえた適正な対応をとるように要請した。

近年、技術と普及が急速に進化している「生成AI」については、様々な分野での活用により、業務の効率化による「コストカット」や、「利便性の向上」、サービスの向上による「収益増」などが期待されている。反面、エネルギー使用量の増加による「環境負荷の増大」、「個人情報や機密情報の流出」、「著作権の侵害」、「意図的な、偽情報・誤情報の流通・拡散」、など、利益の侵害や犯罪に繋がる課題が山積している。課題解決のために、AI技術の人材育成、更なる技術革新、リテラシーの向上、法律・制度の整備などが求められている。

令和6年度 男女共同参画白書

男女ともに、高齢者となったときの課題や、各年代の健康課題はあるものの、男女でその内容は異なっている。女性の場合、正規雇用の割合は増加傾向であるものの、出産や育児がキャリア形成を阻害する原因となっていること。30代から40代にかけて、未就学児の世話と高齢者の介護が重なる「ダブルケア」をしなければならない女性が多いこと。平均寿命は

男性よりも長いものの、70代以降の認知症の発症は女性の方が多きことなどが挙げられる。

対策は次のとおりである。①政策・方針決定過程への、女性参画の拡大。②企業経営への女性参画の拡大。③女性の能力の開発・発揮への支援。④女性起業家への支援。⑤男女双方のワーク・ライフ・バランスの実現。男性の子育て・家事・高齢者介護への参画の推進。⑥男女間の賃金格差・キャリア形成の不平などの解消。⑦女性の再就職支援。⑧各種ハラスメントの防止。⑨性的暴力の防止。⑩貧困女性への経済支援。⑪男女差別を無くす教育の普及。

令和6年度 環境・循環型社会・生物多様性白書

2023年の世界の平均気温は「産業革命前」よりも1.45℃上昇し、観測史上最高となった。世界の平均気温の上昇は加速している。G7広島首脳コミュニケ（2023年5月20日）では、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失および汚染の3つの世界的危機に直面している」と述べている。世界の平均気温の上昇は、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加を拡大させ、洪水、干ばつ、暴風雨による被害の、更なる深刻化が懸念されている。

水・大気などの環境中に存在する、反応性窒素、マイクロプラスチックなど、有害化学物質による世界的な汚染も進行している。第6次環境基本計画では、環境を軸として、環境・経済・社会の統合的向上の高度化を図り、持続可能な社会を構築することを目指している。

令和6年度 厚生労働白書

「社会的に孤立している」と感じる人が増加し「こころの不調」が「身体の不調」に影響を与えている。家庭・職場・地域における「健やかな生活の確保・維持」のために「他者への思いやり」「多様性を受け入れる寛容さ」「互いを支え合う意識」が求められる。

我が国の人口は、2008（平成20）年をピークに減少に転じ、総人口は約1億2,615万人（2020年・実績値）から約8,700万人（2070年・推計値）に減少することが予想されている。家族や地域における支え合いの機能の低下も懸念されている。実際、単身世帯割合は23.1%（1990年）から38.0%（2020年）に増加している。「ひきこもり」や「ヤングケアラー」などの新たな課題も表面化してきている。急激な少子高齢化の進行を認識した上で「働き方改革の推進」「女性・若者・高齢者など、多様な働き手の参画」「国民が安心できる、持続可能な医療・介護の実現」「障害者支援の総合的な推進」などが求められる。